

日の出町障害者計画
第6期 日の出町障害福祉計画
第2期 日の出町障害児福祉計画



日の出町イメージキャラクター
「ひのでちゃん」

令和3年3月
日の出町

はじめに

近年、急速な少子高齢化や家族の在り方の変化等により、社会や地域の福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。国においては、障害者基本計画（第4次）の策定や、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」・「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」等の障害者関連法令が施行となり、障がいのある人を支える制度の整備が図られています。また、世代や分野、「支える側」と「支えられる側」といった概念を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が提唱され、その実現に向けた取組も進められています。

本町においては、平成27年度に「日の出町地域保健福祉計画」、平成30年度に「日の出町障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人の福祉に関する総合的な施策を進めてまいりました。

この度、社会や制度の変化等を踏まえるとともに、地域で生活する障がいのある人が、ライフステージに応じて、可能なかぎり地域で安心して生活を送ることができる地域づくりに向けて、町民相互に協力しあうことを目指し、「ライフステージに応じた 選択・決定ができる町づくり ～福祉サービスの充実と意思決定支援の促進を目指して～」を基本理念に定めた「日の出町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。

今後も、この計画に基づきながら、障がいのある人を支える施策の充実を一層推進してまいりますので、町民の皆様には、計画の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました日の出町障害者計画策定委員会・日の出町地域自立支援協議会の皆様をはじめ、さまざまな機会を通じてご協力をいただきました町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

日の出町

目次

総論	1
第1章 計画策定にあたって	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の対象	5
第4節 計画の期間	5
第5節 計画の策定過程	5
第6節 障害福祉・障害児福祉計画改定のポイント	6
第2章 町の障がい者・児の状況	7
第1節 障害者手帳所持者等の状況	7
第2節 通学の状況	15
第3節 各サービスの利用状況について	17
第4節 前計画の成果目標の達成状況	22
第3章 計画の基本理念と基本目標	28
第1節 計画の基本理念	28
第2節 計画の基本目標	29
第3節 施策の体系	30
各論	33
第1章 安心できる保健・医療の体制づくり	35
第1節 保健体制の充実	35
第2節 医療体制の充実	38
第2章 障がい者・児の社会参加のための支援	40
第1節 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実	40
第2節 就労に向けた支援の充実	43
第3章 障がいのある人が生活しやすいまちづくり	46
第1節 地域福祉の推進	46
第2節 住みよい生活環境の整備	49
第3節 地域防災・安全対策の推進	51
第4節 権利擁護と相談・情報提供の充実	54

第4章 障害福祉サービスの充実	56
第1節 訪問系サービス	56
第2節 日中活動系サービス	58
第3節 障害児通所支援サービス	65
第4節 居住系サービス	69
第5節 相談支援サービス	72
第6節 その他の障害福祉サービス	74
第7節 地域生活支援事業	75
第8節 令和5年度に向けた目標設定	84
第5章 計画の推進	92
第1節 計画の推進体制	92
第2節 計画の進行管理と評価	93
資料編	94

総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

国は、現行の障害者基本法第1条において、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を理念に掲げながら、障害福祉サービスをはじめとする障害福祉施策に取り組んでいます。

「日の出町障害者計画・第5期日の出町障害福祉計画・第1期日の出町障害児福祉計画」（以下「前計画」という。）の期間内（平成30年度から令和2年度）においても、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立（平成30年6月施行）、「ユニバーサル社会実現推進法（ユニバーサル社会の実現に向けた諸政策の総合的かつ一体的な推進に関する法律）」の成立（平成30年12月施行）、「読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律）」の成立（令和元年6月施行）、「障害者の雇用の促進法等に関する法律」の一部改正（令和元年6月成立、順次施行）、「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」の一部改正（令和2年5月成立、令和3年4月施行）、「電話リレーサービス法（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律）」の成立（令和2年6月施行）等、障がい者を取り巻く現状は大きく変化してきました。

一方、福祉における総合的な流れとして、国は障害福祉、高齢者介護、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」・「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。

本町においても、国や社会の動向等を踏まえながら、「障害者基本法」に基づく障害者計画と「障害者総合支援法」に基づく障害福祉計画を一体的に策定し、推進してきました。

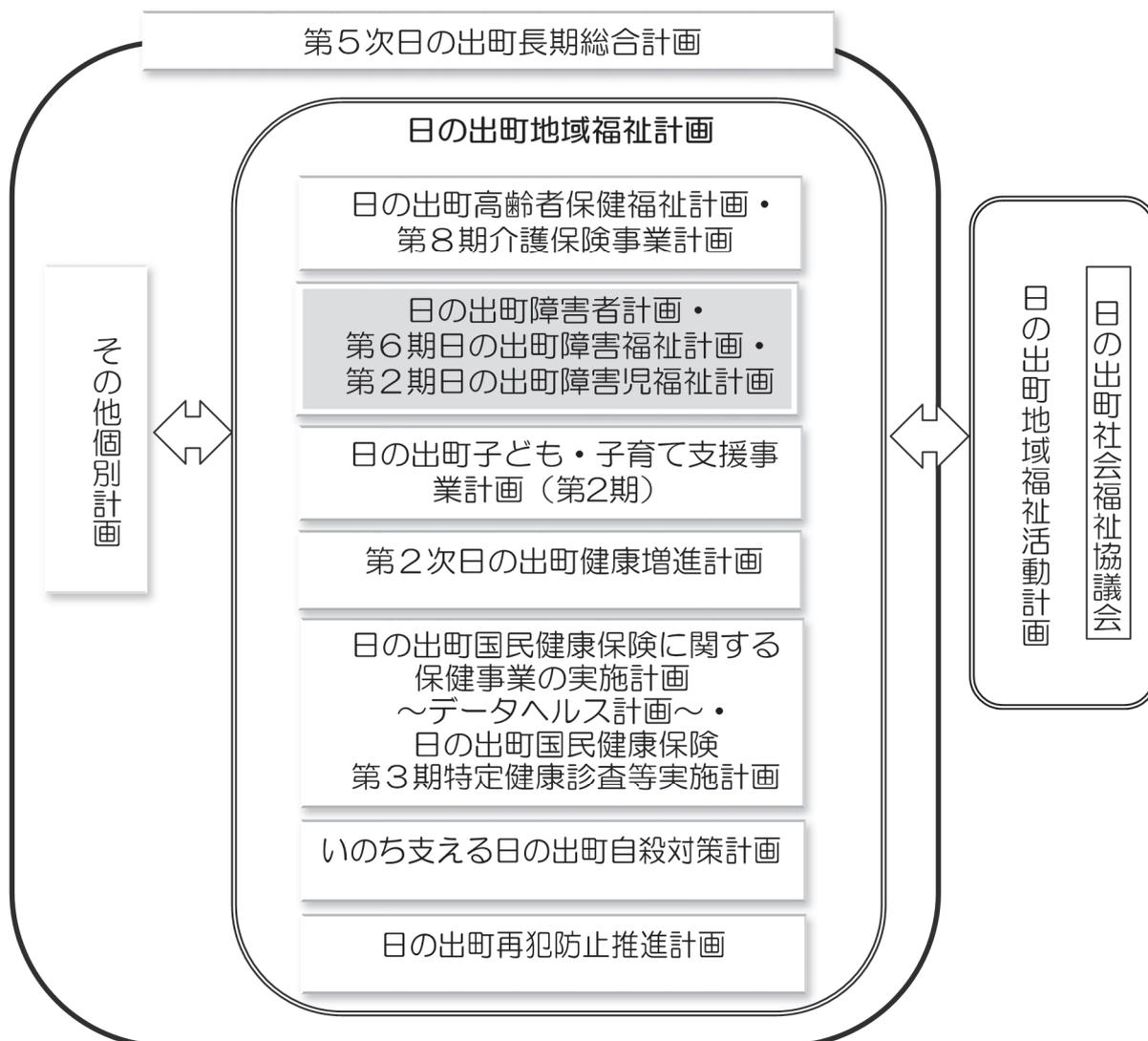
特に前計画では、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正されたことを受け、障がいのある人が望む地域生活への支援や障がいのある児童の支援に関する多様なニーズに対応するためのサービスの新設、障がいのある児童のサービスに関わる提供体制の計画的な構築を推進することを目的とした障害児福祉計画を策定しました。

この度、これまでの障がいのある人の自立と支援に向けた取組や成果を踏まえた見直しを図るため、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「日の出町障害者計画・第6期日の出町障害福祉計画・第2期日の出町障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

第 2 節 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画及び「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画として策定したものです。

また、本計画は国の「障害者基本計画」や東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」に基づくとともに、「第 5 次日の出町長期総合計画」、「日の出町地域福祉計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」を上位計画と位置づけ、その他の町の関連計画との整合性を図りながら策定したもので、本町の障がい者施策を進めるため基本方針を示すものです。



第 3 節 計画の対象

本計画は、「障害者基本法」第2条に規定されている、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他、てんかん、自閉症、難病^{※1}を含む心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

第 4 節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

第 5 節 計画の策定過程

本計画の策定にあたっては、日の出町地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）において、令和2年度に前回計画に関わる課題の検討を行いました。また、自立支援協議会から日の出町障害者計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）に対して検討内容の情報提供がされています。

策定委員会では、上記の検討内容を参考としながら、本計画策定に向けた議論を行いました。

また、本計画は上位計画にあたる「日の出町地域福祉計画」との整合性を取りながら策定を行いました。

※1 難病：「治りにくい病気」や「不治の病」の総称で、医学的に定義されたものではありません。厚生省（1972年当時）の「難病対策要綱」では、「①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義しています。なお、「障害者総合支援法」（平成25年4月施行）では、難病等も障がい者の定義に加えられています。

第6節 障害福祉・障害児福祉計画改定のポイント

本計画は、厚生労働大臣の定める基本指針を踏まえ策定しますが、「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針」（令和2年5月）の主なポイントは下記の通りです。

- 地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・日中サービス支援型共同生活援助により常時の支援体制を確保する等、地域生活の継続を可能にする体制を確保。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神病床から退院後の地域における平均生活日数を成果目標に追加。
 - ・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進（連携体制の構築、依存症の理解促進等）。
- 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・就労移行支援、就労継続支援A・B型の成果目標を整理。就労定着支援事業の利用促進。
 - ・農福連携の推進、大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進、高齢障害者に対する就労支援。
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。
- 発達障害者支援の一層の充実
 - ・ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等の家族等に対する支援体制の確保。
 - ・発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保。
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
 - ・難聴児の支援体制の構築。児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を整理。
 - ・重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズ把握。
- 相談支援体制の充実・強化等
 - ・相談支援体制の検証・評価を行い、各機能のさらなる強化・充実に向けた検討を行う体制を確保。
- 障害者の社会参加を支える取組
 - ・都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進。
 - ・視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進。
- 障害福祉サービス等の質の向上
 - ・サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集する等の取組体制を構築。
- 障害福祉人材の確保
 - ・研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場の魅力の積極的な周知
 - ・広報等の取組。

第2章 町の障がい者・児の状況

第1節 障害者手帳所持者等の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

本町の人口は、令和2年3月31日現在 16,647人で、平成27年以降、減少傾向にあります。

そのような中、障害者手帳（3手帳の合計）所持率は、令和元年まで増加傾向にありましたが、令和2年にやや減少しました。

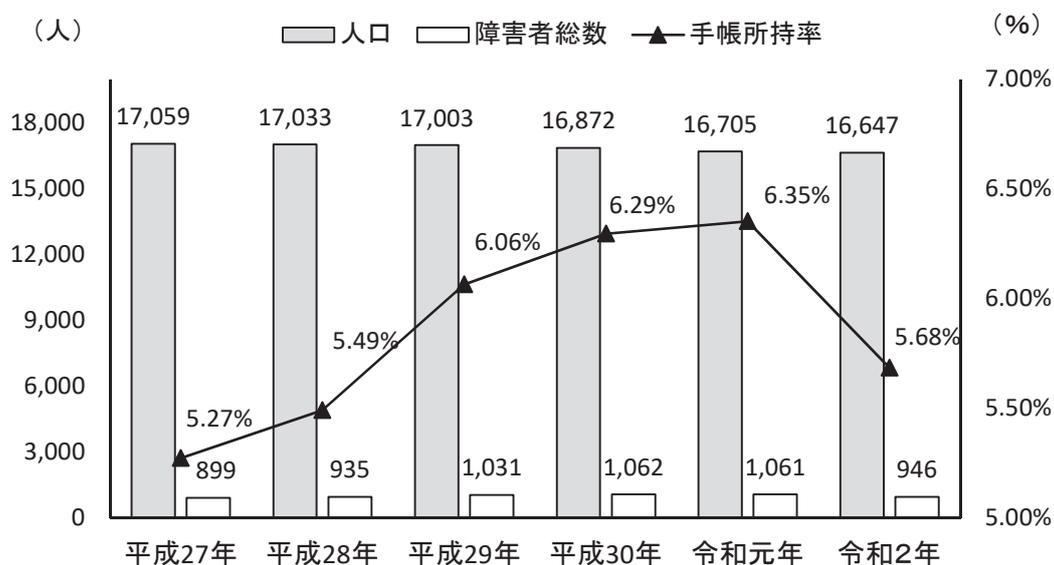
障がい種別の内訳を見ると、令和2年において、身体障害者手帳が605人、愛の手帳（療育手帳）が188人、精神障害者保健福祉手帳が153人となっています。

身体障害者手帳所持者については、平成30年まで増加傾向にありましたが、以降減少しています。^{※2}

愛の手帳（療育手帳）所持者については、平成29年以降、180人以上で推移しており、令和2年に最多となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者については、平成28年以降、140人以上で推移しており、令和2年に最多となっています。

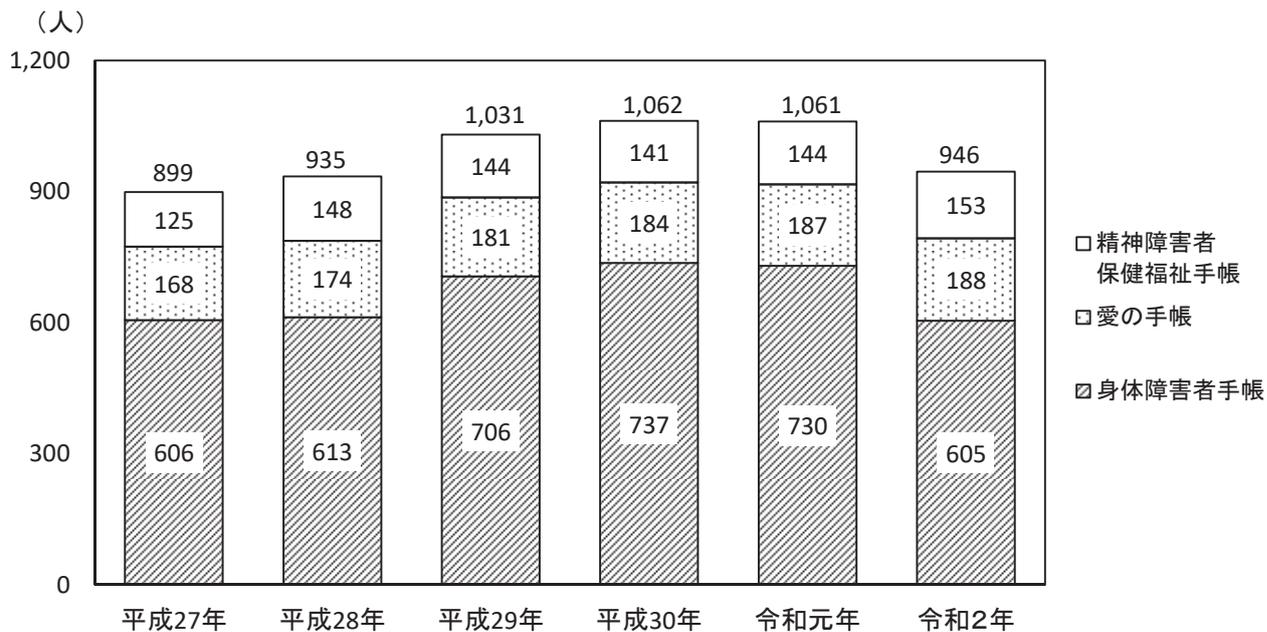
■ 総人口・障害者手帳所持者の推移（人数）



資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

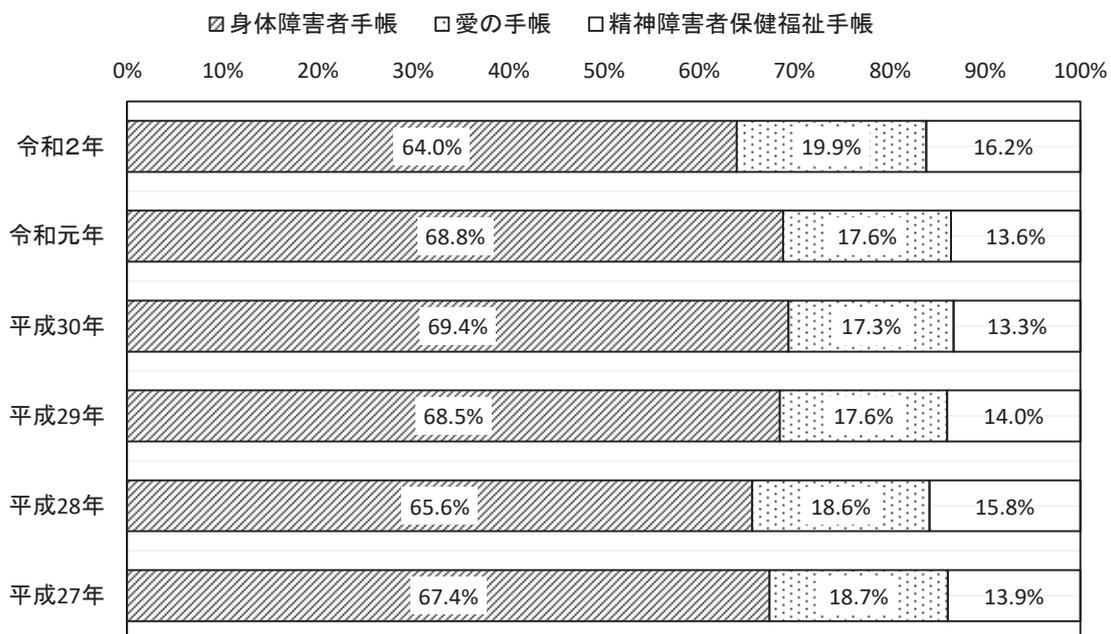
※2 令和元年から令和2年の間における身体障害者手帳所持者の減少については、それまでに亡くなられた方であっても手帳が未返還の場合、人数がそのまま加算され続けていたため、令和元年度に実態を調査し、届出及び手帳返還がなくとも職権でその登録を抹消した結果、100人程度の減少となっています。

■ 障害者手帳別構成の推移（人数）



資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

■ 障害者手帳別構成の推移（構成比）



資料：同上

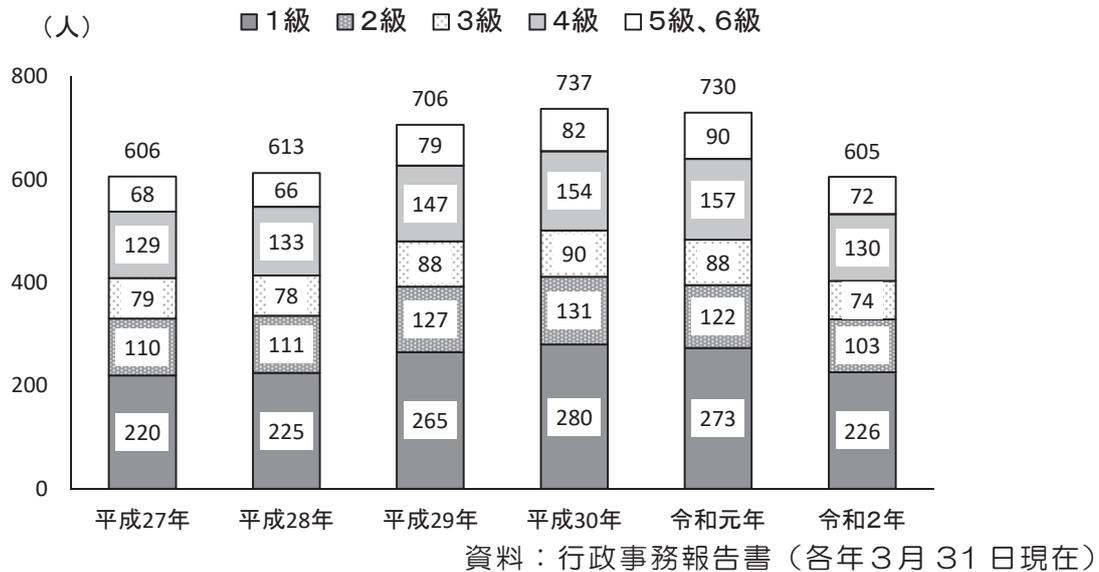
(2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の等級別交付状況（令和2年3月31日現在）の内訳を見ると、1級が226人と最も多くなっています。重度障がい者である1級・2級を合わせると、329人となり半数を超えています。

年齢別の内訳を見ると、65歳以上は464人で76.7%となっており、令和2年にその割合はやや減少したものの、高齢化の傾向にあります。

障がいの種類別で見ると、肢体不自由が328人で半数を超え、次いで内部障がい^{※3}・その他が186人で多くなっています。

■身体障害者手帳所持者の内訳【等級別】



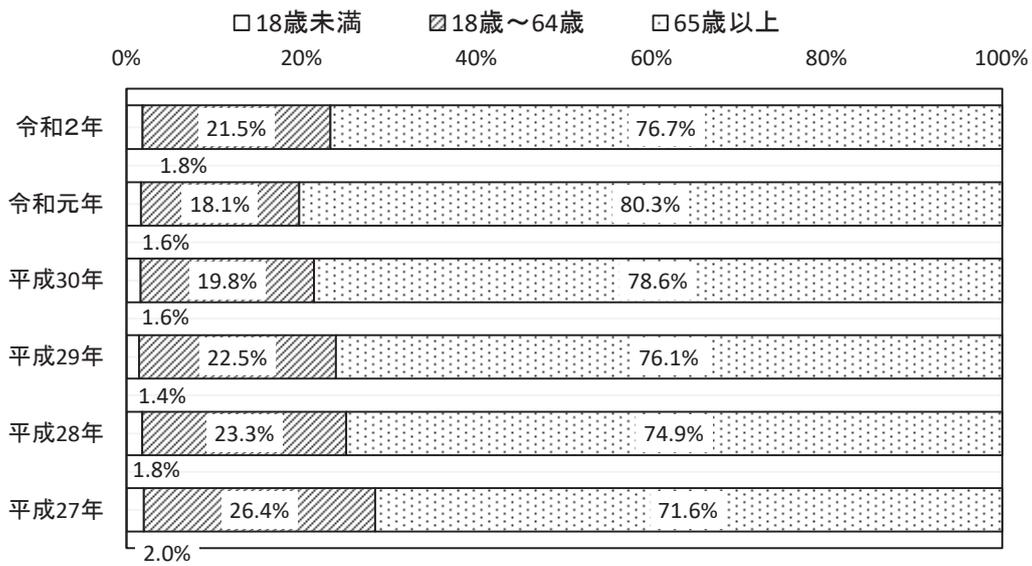
■身体障害者手帳所持者の内訳【年齢別（人数）】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
18歳未満	12	11	10	12	12	11
18歳～64歳	160	143	159	146	132	130
65歳以上	434	459	537	579	586	464
計	606	613	706	737	730	605

資料：地域支援係（各年3月31日現在）

※3 内部障がい：心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、膀胱又は直腸機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がいの7つが含まれます。

■身体障害者手帳所持者の内訳【年齢別（構成比）】



資料：地域支援係（各年3月31日現在）

■身体障害者手帳所持者の内訳【障がい別】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
視覚	32	33	39	45	44	42
聴覚・言語・平衡	52	53	63	65	65	49
肢体不自由	368	365	416	419	405	328
内部障がい・その他	154	162	188	208	216	186
計	606	613	706	737	730	605

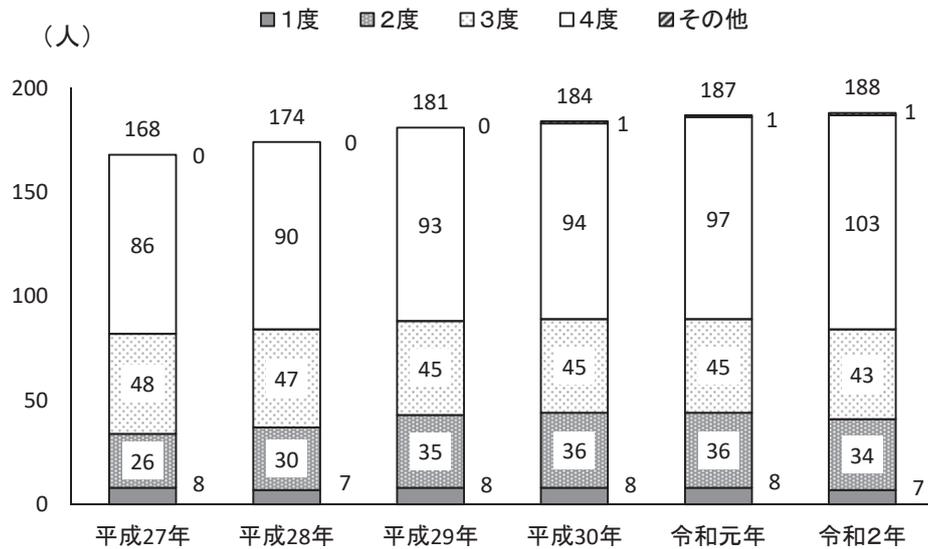
資料：地域支援係（各年3月31日現在）

(3) 知的障がい者の状況

愛の手帳（療育手帳）の等級別交付状況（令和2年3月31日現在）の内訳を見ると、4度が103人で最も多くなっています。

年齢別では、いずれの年代も人数が微増傾向にあり、構成比に大きな変化はありません。

■愛の手帳帳所持者の内訳【度数別】



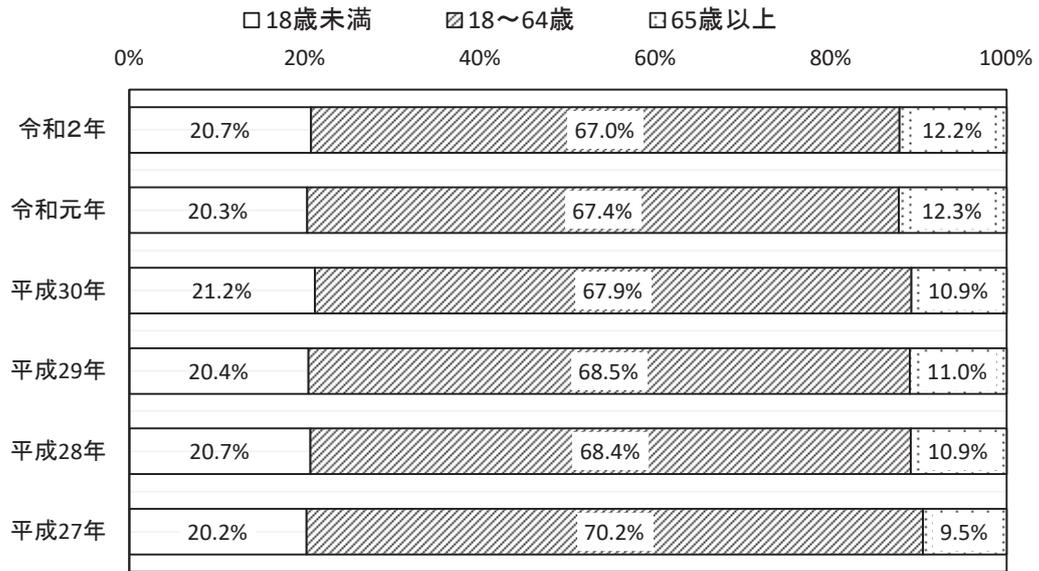
資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

■愛の手帳帳所持者の内訳【年齢別（人数）】

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
18歳未満	34	36	37	39	38	39
18歳～64歳	118	119	124	125	126	126
65歳以上	16	19	20	20	23	23
計	168	174	181	184	187	188

資料：地域支援係（各年3月31日現在）

■愛の手帳帳所持者の内訳【年齢別（構成比）】



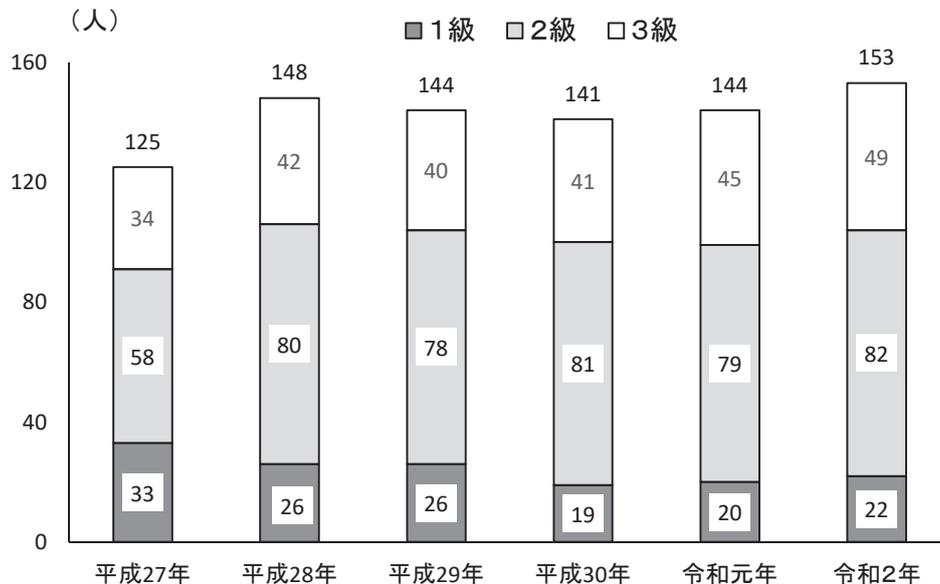
資料：地域支援係（各年3月31日現在）

(4) 精神障がい者および精神通院の状況

精神障害者保健福祉手帳の等級別交付状況（令和2年3月31日現在）の内訳を見ると、2級が82人で最も多くなっています。

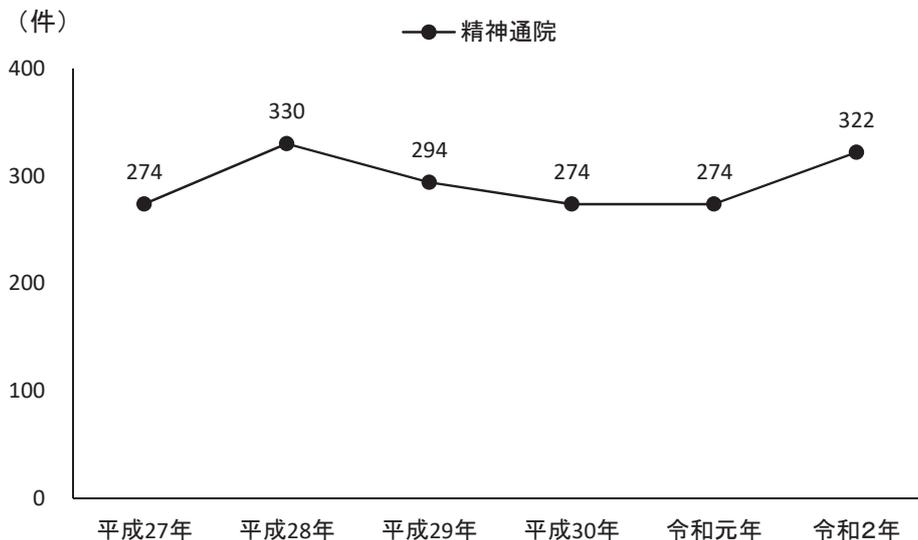
また、障害者自立支援医療費申請等（精神通院）※4件数は、令和2年3月31日現在で322件となっており、平成27年より48件多くなっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳【等級別】



資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

■ 障害者自立支援医療費申請等（精神通院）件数



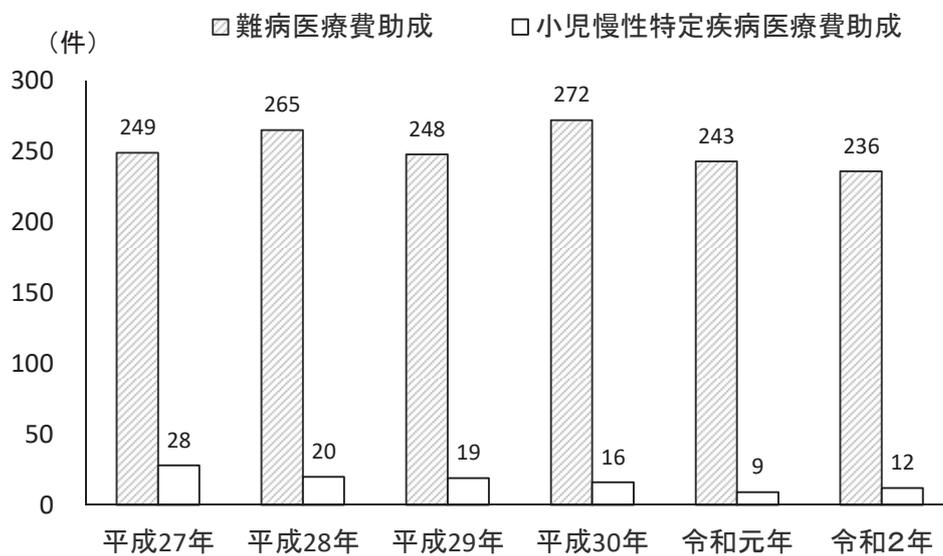
資料：行政事務報告書（各年3月31日現在）

※4 障害者自立支援医療（精神通院医療）：精神通院医療は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有し、通院による精神医療を継続的に受診する状態にある人に対し、その通院医療に係る医療費の自己負担分を軽減する制度です。

(5) 難病患者の状況

難病医療費助成および小児慢性特定疾病医療費助成の申請等の件数は、令和2年3月31日現在で、それぞれ236件、12件となっています。

■ 難病医療費助成および小児慢性特定疾病医療費助成申請等の件数の推移



資料：地域支援係（各年3月31日現在）

第2節 通学の状況

(1) 在学の状況

在学状況については、次の表の通りとなっています。

■障がいのある児童・生徒の在学児童・生徒数の推移

		平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年		
学町 校立	支援学級 (知的・固定)	小学校	7	7	9	12	
		中学校	6	10	7	8	
都立 特別 支援 学校	盲 (八王子盲学校)	小学校	—	—	—	—	
		中学校	—	—	—	—	
		高等部	—	—	—	—	
	ろう (立川ろう学校)	小学校	—	—	—	—	
		中学校	—	—	—	—	
		高等部	—	—	—	—	
	肢体不自由 (あきる野学園)	小学校	0	0	0	0	
		中学校	1	0	0	0	
		高等部	2	3	2	1	
	病弱 (光明学園)	小学校	—	—	—	—	
		中学校	—	—	—	—	
		高等部	—	—	—	—	
	知的障がい (あきる野学園等)	小学校		9	8	10	12
				6	7	6	5
		高等部	あきる野学園	9	10	9	7
青峰学園			3	4	5	5	
計		43	49	48	50		

出典：各都立特別支援学校に対しての電話での聞き取り調査による
各年5月1日（※学校基本調査基準日）

(2) 卒業見込みの状況

在学生の卒業については、次の表の通り、毎年10人前後が見込まれています。今後も、こうした状況を踏まえながら、生活の場・日中活動系サービス事業所の整備について、検討を行う必要があります。

■障がいのある児童・生徒の在学児童・生徒数の卒業見込み

		平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	
高等部 特別支援学校	盲（八王子盲学校）	—	—	—	—	
	ろう（立川ろう学校）	1	—	—	—	
	肢体不自由（あきる野学園）	2	3	2	1	
	病弱（光明学園）	—	—	—	—	
	知的障がい	あきる野学園	9	10	9	7
		青峰学園	1	1	1	2
計		13	14	12	10	

第 3 節 各サービスの利用状況について

前計画において見込んでいた各サービス量の計画値と、その実績値の状況は次の通りです。なお、令和2年度は見込み値となっています。

訪問系サービス

利用者数は微減傾向にあります。なお、サービス量の実績値については、計画値の策定時から算出方法を修正し、より実態に即した数値としました。

区分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
居宅介護、(重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害等包括支援を含む)	サービス量 (時間/月)	計画値	400 時間	430 時間	430 時間
		実績値	1,013 時間	1,046 時間	988 時間
	実人数 (人/月)	計画値	40 人	42 人	42 人
		実績値	31 人	29 人	28 人

日中活動系サービス

全体として利用者数は増加しており、おおむね計画値に近い実績値となっていますが、短期入所で計画値と実績値の差が大きくなっています。

区分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生活介護	サービス量 (人日分/月)	計画値	640 人日分	650 人日分	650 人日分
		実績値	630 人日分	630 人日分	644 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	31 人	32 人	32 人
		実績値	30 人	32 人	33 人
自立訓練 (機能訓練)	サービス量 (人日分/月)	計画値	5 人日分	5 人日分	5 人日分
		実績値	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	1 人	1 人	1 人
		実績値	0 人	0 人	0 人
自立訓練 (生活訓練)	サービス量 (人日分/月)	計画値	10 人日分	10 人日分	10 人日分
		実績値	1 人日分	20 人日分	23 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	1 人	1 人	1 人
		実績値	0 人	1 人	1 人
就労移行支援	サービス量 (人日分/月)	計画値	50 人日分	52 人日分	52 人日分
		実績値	47 人日分	62 人日分	74 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	3 人	4 人	4 人
		実績値	3 人	3 人	4 人
就労継続支援 (A型)	サービス量 (人日/月)	計画値	80 人日分	80 人日分	90 人日分
		実績値	39 人日分	54 人日分	55 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	5 人	5 人	6 人
		実績値	2 人	3 人	3 人

区分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就労継続支援 (B型)	サービス量 (人日分/月)	計画値	710 人日分	710 人日分	720 人日分
		実績値	579 人日分	626 人日分	594 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	40 人	40 人	42 人
		実績値	36 人	38 人	35 人
短期入所 (福祉型)	サービス量 (人日分/月)	計画値	100 人日分	100 人日分	105 人日分
		実績値	35 人日分	33 人日分	18 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	15 人	15 人	16 人
		実績値	9 人	9 人	4 人
短期入所 (医療型)	サービス量 (人日分/月)	計画値	22 人日分	22 人日分	22 人日分
		実績値	3 人日分	4 人日分	1 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	1 人	1 人	1 人
		実績値	1 人	1 人	0 人
就労定着支援	実人数 (人/月)	計画値	1 人	1 人	2 人
		実績値	0 人	1 人	1 人
療養介護	実人数 (人/月)	計画値	1 人	1 人	1 人
		実績値	1 人	1 人	1 人

障害児通所支援サービス

全体の中で一番、利用者の多い放課後等デイサービスは、やや減少傾向にあります。

区分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
児童発達支援	サービス量 (人日分/月)	計画値			
		実績値	30 人日分	44 人日分	12 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	4 人	5 人	5 人
		実績値	4 人	5 人	4 人
医療型 児童発達支援	サービス量 (人日分/月)	計画値			
		実績値	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	1 人	1 人	1 人
		実績値	0 人	0 人	0 人
放課後等 デイサービス	サービス量 (人日/月)	計画値			
		実績値	210 人日分	214 人日分	202 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	18 人	20 人	20 人
		実績値	17 人	16 人	14 人
居宅訪問型 児童発達支援	サービス量 (人日/月)	計画値			
		実績値	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	実人数 (人/月)	計画値	1 人	1 人	1 人
		実績値	0 人	0 人	0 人
医療的ケア児支援 のための コーディネーター	配置人数	計画値	0 人	0 人	1 人
	(人)	実績値	0 人	0 人	0 人

居住系サービス

共同生活援助の利用者数は微増傾向にあります。その一方で、施設入所支援は横ばいとなっています。

区分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
共同生活援助	実人数 (人/月)	計画値	24 人	26 人	26 人
		実績値	28 人	31 人	31 人
施設入所支援	実人数 (人/月)	計画値	11 人	11 人	11 人
		実績値	14 人	14 人	14 人
自立生活援助	実人数 (人/月)	計画値	1 人	2 人	3 人
		実績値	0 人	0 人	0 人

相談支援

計画相談支援の利用者数については、計画値と実績値の差がみられます。地域移行支援・地域定着支援については実績がありませんでした。

区分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画相談支援	実人数 (人/月)	計画値	24 人	24 人	26 人
		実績値	17 人	19 人	19 人
地域移行支援	実人数 (人/月)	計画値	1 人	2 人	2 人
		実績値	0 人	0 人	0 人
地域定着支援	実人数 (人/月)	計画値	1 人	2 人	2 人
		実績値	0 人	0 人	0 人

障害児相談支援事業

障害児相談支援の利用者数については、横ばいとなっています。

区分			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
障害児相談支援	実人数 (人/月)	計画値	5 人	6 人	6 人
		実績値	4 人	4 人	4 人

地域生活支援事業

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業				
理解促進研修・啓発事業	計画値	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	未実施
自発的活動支援事業				
自発的活動支援事業	計画値	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施
相談支援事業				
(1) 相談支援事業	計画値	0 か所	1 か所	1 か所
	実績値	0 か所	0 か所	0 か所
基幹相談支援センター	計画値	0 か所	0 か所	1 か所
	実績値	0 か所	0 か所	0 か所
(2) 市町村相談支援機能強化事業	計画値	0 か所	0 か所	1 か所
	実績値	0 か所	0 か所	0 か所
(3) 住宅入居等支援事業	計画値	検討	検討	実施
	実績値	未実施	未実施	未実施
(4) 地域自立支援協議会設置・運営事業	計画値	1 か所	1 か所	1 か所
	実績値	1 か所	1 か所	1 か所
成年後見制度利用支援事業				
成年後見制度利用支援事業	計画値	0 件/年	1 件/年	1 件/年
	実績値	0 件/年	0 件/年	0 件/年
コミュニケーション（意思疎通支援）支援事業				
手話通訳制度利用支援事業	計画値	1 件/年	2 件/年	2 件/年
	実績値	1 件/年	1 件/年	2 件/年
要約筆記者派遣事業	計画値	1 件/年	1 件/年	1 件/年
	実績値	0 件/年	0 件/年	0 件/年
日常生活用具給付事業				
介護訓練支援用具	計画値	2 件/年	2 件/年	2 件/年
	実績値	1 件/年	1 件/年	2 件/年
自立生活支援用具	計画値	2 件/年	2 件/年	2 件/年
	実績値	0 件/年	0 件/年	0 件/年
在宅療養等支援用具	計画値	2 件/年	2 件/年	2 件/年
	実績値	1 件/年	1 件/年	0 件/年
情報・意思疎通支援用具	計画値	5 件/年	5 件/年	6 件/年
	実績値	3 件/年	3 件/年	1 件/年
排泄管理支援用具	計画値	410 件/年	420 件/年	430 件/年
	実績値	375 件/年	375 件/年	408 件/年
住宅改修費	計画値	1 件/年	1 件/年	1 件/年
	実績値	2 件/年	2 件/年	0 件/年
移動支援事業				
移動支援事業	計画値	50 人/月	50 人/月	52 人/月
	実績値	50 人/月	50 人/月	43 人/月

地域活動支援センター事業		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
地域活動支援 センターII型	整備数	計画値	2 か所	2 か所	2 か所
		実績値	2 か所	2 か所	2 か所
	実人数 (人/月)	計画値	38 人分/日	38 人分/日	38 人分/日
		実績値	39 人分/日	39 人分/日	39 人分/日

その他地域生活支援事業		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
日中一時支援事業	実人数 (人/月)	計画値	1 人/月	1 人/月	1 人/月
		実績値	0 人/月	0 人/月	0 人/月
福祉ホーム事業	実人数 (人/月)	計画値	4 人/月	4 人/月	5 人/月
		実績値	3 人/月	3 人/月	3 人/月
障害者交通費助成事業	実人数 (人/年)	計画値	70 人/年	70 人/年	72 人/年
		実績値	69 人/年	75 人/年	80 人/年
自動車運転教習費助成事業	実人数 (人/年)	計画値	1 人/年	1 人/年	1 人/年
		実績値	0 人/年	0 人/年	0 人/年
身体障害者自動車改造費助成事業	実人数 (人/年)	計画値	1 人/年	1 人/年	1 人/年
		実績値	0 人/年	0 人/年	0 人/年
腎臓機能障害者交通費助成事業	実人数 (人/年)	計画値	42 人/年	42 人/年	45 人/年
		実績値	41 人/年	43 人/年	45 人/年
心身障害者福祉手当	実人数 (人/年)	計画値	130 人/年	132 人/年	132 人/年
		実績値	124 人/年	120 人/年	120 人/年
特殊疾病福祉手当	実人数 (人/年)	計画値	170 人/年	170 人/年	175 人/年
		実績値	169 人/年	165 人/年	165 人/年
訪問入浴サービス	実人数 (人/年)	計画値	2 人/年	2 人/年	3 人/年
		実績値	0 人/年	0 人/年	0 人/年

【感染症の拡大に関する課題】

令和2年4月・令和3年1月には、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大にともない、緊急事態宣言が発令され、対面での支援や、サービスが制限されたことなどから、福祉の在り方にも大きな影響が出ています。

障害福祉・障害児福祉においても、従来通りのサービス提供や支援が困難な際における対応を検討していく必要があります。

第 4 節 前計画の成果目標の達成状況

前計画で設定した成果目標の達成状況は次の通りです。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

《国の方針》	○平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者数の 9% 以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数か 2%以上削減することを基本とする。
《町の方針》	○施設入所者の高齢化・重度化が進んでおり、地域生活支援拠点の整備と並行して、一人ひとりの状況を確認しながら、障害支援区分の比較的軽度な方の地域移行が図れるよう、支援を継続していきます。

項目	目標	実績	目標の考え方
平成 28 年度末時点の施設入所者数 (A)	—	12 人	平成 29 年 3 月 31 日時点
地域生活移行者数	1 人	0 人	令和 2 年度末までにおける施設入所 (A) から地域生活への移行者数
施設入所者数 (B)	11 人	14 人 (見込み)	令和 2 年度末における施設入所者数
削減見込み	1 人減少	2 人増加	既存入所者減と新規入所者増の差し引き (A-B)

本町における福祉施設から地域生活への移行促進については、施設入所者本人やその家族の意向に基づきながら、支援体制を構築し自宅やグループホーム等への移行を促進していますが、令和 2 年度の施設入所者数は、平成 28 年度より 2 人増加し、施設入所者からの地域生活移行者の実績はありません。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

《国の方針》	○障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する。
《町の方針》	○町では指定一般相談支援事業所の整備を行い、相談の場を確保します。さらに、福祉事業所のネットワークを用い、各事業所が様々な地域生活支援の機能を担う面的整備を進めていきます。

項目	目標	実績
地域生活支援拠点等の整備	一般相談事業所の整備による相談の場の確保	実績なし
	福祉事業所ネットワークの構築による地域生活支援拠点の面的整備	実績なし

本町における地域生活支援拠点等の整備については、町単独での実施が難しいことから、東京都や近隣自治体等とも調整しながら、引き続き、整備を検討します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

《国の方針》	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。 ○就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末の利用者から 2 割以上増加する。 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。 ○各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすることを基本とする。
《町の方針》	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉事業所間の連携や「日の出町障がい者就労・生活支援センター あるって」に地域開拓促進コーディネーターを配置し、企業開拓や就労可能な障がいのある人の支援を行っていきます。

■ 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

項目	目標	実績	目標の考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者数	—	2 人	平成 29 年 3 月 31 日時点
【目標】令和 2 年度の一般就労への移行者数	3 人	2 人	令和 2 年度において就労支援事業所等を通じて一般就労する人の数

本町では福祉施設から一般就労への移行促進に向けて「日の出町障がい者就労・生活支援センター あるって」(以下「障がい者就労・生活支援センター」という。)に地域開拓促進コーディネーターを平成 31 年度より配置し、関係機関との連携等を図っています。

平成 31 年度の実績はありませんでしたが、令和 2 年度は就労移行支援事業所から 1 名を一般就労へ移行することが出来たほか、町内にある就労継続支援 B 型事業所と連携し、地元企業への一般就労へ移行することが出来ました。

■就労移行支援事業の利用者数・移行率

項目	目標	実績	目標の考え方
平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数	—	3人	平成 29 年 3 月 31 日時点
【目標】令和 2 年度の就労移行支援事業の利用者数	4人	4人 (見込み)	令和 2 年末において就労移行支援事業を利用する人の数

本町では、就労移行支援事業を通じて、就労可能な障がいのある人の掘り起こしを行うとともに、障がい特性や個々の適性を考慮し、就労支援策を進めています。令和 2 年度の利用者は 4 名で、平成 28 年度から 1 人増えています。

なお、平成 28 年度の町内の就労移行支援事業所数は 1 か所でしたが、令和 2 年度は 0 か所となっています。

■就労定着支援事業による職場定着率

項目	目標	実績	目標の考え方
平成 30 年度の就労定着支援による支援開始 1 年後の定着率	80.0%	100% (1人)	各年度における就労定着支援を開始してから、1 年後の就労者の職場定着率
令和元年度の就労定着支援による支援開始 1 年後の定着率	80.0%	利用実績 なし	
令和 2 年度の就労定着支援による支援開始 1 年後の定着率 (※)	80.0%	100% (1人)	

(※) 令和 3 年 3 月までの定着見込み

本町では、就労定着支援事業を通じて、職場定着率の増加に努めています。

現時点で、定着支援事業を利用した方の離職は無く、定着率は 100%となっています。

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の方針》	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）の設置。 ○平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の設定。（都道府県が設定） ○平成 32 年度末までの精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点の退院率、入院後 6 か月時点の退院率、入院後 1 年時点の退院率）の設定（都道府県が設定）
《町の方針》	<ul style="list-style-type: none"> ○退院可能な状態にも関わらず、いわゆる「社会的入院」の状態にある人が地域生活に移行できるよう、一人ひとりの状態に合わせた支援を行います。 ○「地域移行支援」「地域定着支援」を担う、指定一般相談支援事業所を設置します。 ○自立支援協議会に（仮称）地域移行促進部会を設置し、協議を進めます。 ○病院から地域への移行、そして安定した地域生活の継続を、一体化した支援で促進します。 ○病院からの押し出す力と地域で受け入れ生活を支える力を連動させるため、病院・保健所・地域移行促進事業所、及び町・自立支援協議会・福祉関係者ネットワークの連携を強めていきます。

項目	目標	実績
指定一般相談支援事業所の設置	設置	実績なし
自立支援協議会に（仮称）地域移行促進部会を設置	設置	平成 30 年度設置

本町における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の取組としては、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」として、平成 30 年度に自立支援協議会内に精神障がい者地域移行促進部会を設置しました。

指定一般相談支援事業所の設置は現在未達成ですが、引き続き、相談支援機能の確保に向けた方策を検討します。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

<p>《国の方針》</p>	<p>○平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。</p> <p>○平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>○平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。</p> <p>○平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。</p>
<p>《町の方針》</p>	<p>○国の基本指針や東京都の方針を踏まえ、町の実績や実状を加味して設定します。</p>

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	圏域で設置を含め 検討	実績なし
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置		
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置		
医療的ケア児について関係機関等が連携を図るための協議の場の設置		

本町における障がい児支援の提供体制の整備等については、町単独で各機関の設置が難しいことから、東京都や近隣自治体等とも調整しながら、引き続き、整備等について検討します。

第3章 計画の基本理念と基本目標

第1節 計画の基本理念

本計画では、「第5次日の出町長期総合計画基本構想」、「日の出町地域福祉計画」等、町の上位計画との整合を図りながら、地域で生活する障がいのある人が、ライフステージに応じて、可能なかぎり地域で自立した生活を送ることを保障する社会づくりに向けて、相互に協力しあうことを目指し、次の通り基本理念を定めます。

ライフステージに応じた 選択・決定ができる町づくり

～福祉サービスの充実と意思決定支援の促進を目指して～

第2節 計画の基本目標

計画の基本理念を具体化に推進していくために、4つの基本目標を定めます。

1 暮らしを支える基盤の充実を目指して

～安心できる保健・医療の体制づくり～

町の健康診断・乳幼児健康診査等の充実による障がいの早期発見と早期療育に向けた適切な支援に努めるとともに、障がいのある人が受診しやすい医療体制の整備を図ります。

2 自立と社会参加の促進を目指して

～障がい者・児の社会参加のための支援～

乳幼児期から学校卒業まで、一人ひとりの障がいの状況に応じた保育と教育を推進するとともに、成人後も自立した生活や子育てを営むことができるよう日常生活や就労に向けた支援に努めます。

3 安全・快適に暮らせる地域を目指して

～障がいのある人が生活しやすいまちづくり～

障がいに関する理解の促進や、バリアフリーに配慮した環境整備及び災害時における地域住民の協力による安全対策の充実に努めます。また、地域住民同士の見守りを通して、安心して生活できる環境づくりに努めます。

4 意思決定支援に基づいたきめ細やかなサービスの提供を目指して

～障害福祉サービスの充実～

訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業の各サービスについて、障がいのある人それぞれの状況や個々の意思に応じたきめ細やかなサービスの提供を図ります。

第3節 施策の体系

基本目標	節	項
1 安心できる 保健・医療の 体制づくり	第1節 保健体制 の充実	1 保健センター機能の充実
		2 健康づくり運動の推進
		3 高齢者保健の充実
		4 社会教育との連携
		5 福祉人材の確保、育成・定着への支援
	第2節 医療体制 の充実	1 地域医療体制の整備
2 難病患者等への支援		
3 精神保健の充実		
2 障がい者・児の 社会参加のため の支援	第1節 一人ひと りのニーズに応じ た教育の充実	1 保育の充実
		2 支援教育の推進
		3 副籍制度の活用
		4 相談・支援体制の充実
		5 福祉教育の推進
	第2節 就労に向 けた支援の充実	1 町内企業及び事業主に対する障がい者雇用の理解促進
		2 就労・就労準備の場の確保
		3 就労相談の充実
		4 職場環境（ハード面、ソフト面）の整備等の提案と理解促進
		5 障害者差別解消法の理解促進
3 障がいのある人 が生活しやすい まちづくり	第1節 地域福祉 の推進	1 障がいのある人への理解促進
		2 障がいのある人の社会参加促進
		3 ボランティア活動の促進
		4 障がいのある人同士の当事者活動の促進
		5 家族全体への支援
		6 社会福祉協議会との連携による事業の推進
		7 福祉サービス事業者との連携の推進
	第2節 住みよい 生活環境の整備	1 福祉のまちづくりの普及啓発
		2 住宅環境の整備推進
		3 公共施設・道路・公園等の整備推進
		4 移動にかかる支援の充実
	第3節 地域防 災・安全対策の推 進	1 防犯対策の充実
		2 防災知識の普及啓発
		3 避難支援体制の整備
		4 自主防災組織の充実
		5 防災資機材の確保
		6 要配慮者支援の充実
		7 交通安全対策の充実
	第4節 権利擁護 と相談・情報提供 の充実	1 障がいのある人の権利擁護の推進
		2 障がいのある人の虐待防止と差別解消
		3 権利擁護に関する相談支援体制の充実
		4 自立支援に関する相談支援体制の充実

基本目標	節	項
4 障害福祉サービスの充実	第1節 訪問系サービス	1 居宅介護（ホームヘルプ）
		2 重度訪問介護
		3 行動援護
		4 同行援護
		5 重度障害者等包括支援
	第2節 日中活動系サービス	1 生活介護
		2 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
		3 就労移行支援
		4 就労継続支援（A型・B型）
		5 就労定着支援
		6 療養介護
		7 短期入所（ショートステイ）
	第3節 障害児通所支援サービス	1 児童発達支援
		2 医療型児童発達支援
		3 放課後等デイサービス
		4 保育所等訪問支援
		5 障害児相談支援
		6 居宅訪問型児童発達支援
		7 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター
	第4節 居住系サービス	1 共同生活援助（グループホーム）
		2 施設入所支援
		3 自立生活援助
	第5節 相談支援サービス	1 計画相談支援
		2 地域移行支援
		3 地域定着支援
	第6節 その他の障害福祉サービス	1 補装具費の支給
		2 自立支援医療
		3 療養介護医療
	第7節 地域生活支援事業	1 理解促進研修・啓発事業
		2 自発的活動支援事業
		3 相談支援事業
		4 成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業
		5 コミュニケーション支援事業（意思疎通支援）
		6 日常生活用具給付事業
		7 手話奉仕員養成研修事業
		8 移動支援事業
		9 地域活動支援センター事業
		10 その他の地域生活支援事業
	第8節 令和5年度に向けた目標設定	

各論

第1章 安心できる保健・医療の体制づくり

第1節 保健体制の充実

【現状と課題】

本町では、保健センターでの乳幼児健康診査、特定健康診査やがん検診等を実施し、障がいや疾病の早期発見に努めるとともに、必要に応じて療育や医療機関の紹介、訪問指導等を行っています。

今後、乳幼児健康診査等による早期発見・早期治療に向けた体制の一層の充実を図る必要があります。また、生活習慣病の予防に向けて、若いうちから生活習慣の見直しや予防の取組を強化することが求められます。

そして、住民の健康づくりの拠点として保健センターの機能を強化し、各種健診や予防事業、保健・福祉サービスの提供や相談体制を充実するとともに、医療機関等との連携により、高度で専門的な地域医療体制の確立と、地域に密着した医療体制づくりを進めることが求められます。

また、障がいの特性を理解し、適切な対応を行えるヘルパーの育成に対する支援を充実することも必要です。

【施策の方針】

（１）保健センター機能の充実

（町の主な担当課：いきいき健康課・子育て福祉課）

①保健センター業務の充実

保健センターの業務については、特定健康診査やがん検診、歯科健診等の各種検診（健診）・予防接種を充実させるとともに、健康教育として、生活習慣病の早期発見や栄養・運動に関する正しい知識の普及、健康全般や疾病予防のための講座の開催、さらに住民の相談等、住民の健康づくりの拠点としての機能を強化します。

また、中途障がい者については、情報が十分に行き届くよう、情報提供の方法等の検討を図ります。

そして、医療機関、自立支援協議会等との情報共有・連携強化を図ります。

②母子保健事業の推進

母子保健の向上に向けて、乳幼児健診や予防接種、訪問指導、両親学級を実施しています。今後も、疾病の早期発見・早期治療や障がいの早期発見・早期療育に向けて、乳幼児健診等の一層の充実を図るとともに、親子で学びあえる場の充実等、安心して児童を産み育てられる環境づくりを地域ぐるみで推進するための支援を行います。

③健診後フォロー体制の充実

乳幼児健診等において言葉や発達の遅れが見られる場合は、児童の成長・発達に応じて専門の医師による発達検診や発達訓練を行い、適切な治療・療育に結びつけます。

また、家族の不安を解消するための支援を行います。

（２）健康づくり運動の推進

（町の主な担当課：いきいき健康課）

生涯充実した生活を送るため、町内の全自治会を基盤とする健康づくり推進活動について、健康づくり推進員への研修や助言、講師派遣事業等、地域活動の継続に向けた支援を行います。また、地域での声かけ等により、障がいのある人が活動に参加しやすい環境や体制づくりに努めます。

（３）高齢者保健の充実

（町の主な担当課：いきいき健康課）

高齢者の健康寿命の延伸を図るため、健康診査をもとに高齢者のための体力・健康づくり、健康教育を進めるとともに、講座開催による予防・改善、人間ドックへの助成等に取り組みます。また、心身の健康を保持するため、老人福祉センターを利用して生きがいつくりと社会参加を兼ねた介護予防教室や健康相談を実施します。

また、今後も高齢者に健診等の必要な保健関連情報が行き届くよう努めます。

（４）社会教育との連携

（町の主な担当課：文化スポーツ課）

生涯教育の一環として、生涯スポーツを取り入れ、年齢や体力に応じたトレーニングによる筋力や体力向上を図ります。また、障がいのある人が生涯にわたりスポーツを楽しむことができるよう、パラスポーツのイベントなどに参加できる機会の充実や環境づくりに努めます。

（５）福祉人材の確保、育成・定着への支援

（町の主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課）

障がいの特性を理解して、適切な対応を行えるヘルパーの確保、育成・定着を図るため、東京都や事業所等と連携しながら、研修や人材確保、現場の負担軽減に向けた取組、助成金に関する情報提供を行います。

また、医療機関と連携し、ヘルパーの喀痰吸引や経管栄養管理等の技能向上を支援します。

第 2 節 医療体制の充実

【現状と課題】

良質かつ適切な医療を確保するため、関係機関と連携しながら医療体制の整備を図っていますが、障がいのある人が安心して医療を受けにくい状況も指摘されています。

また、医師・医療スタッフの確保及び負担軽減、救急医療・リハビリテーション体制の充実等が課題となっており、医療関係者が障がいの特徴についての理解を深め、障がいのある人が受診しやすく、家族や施設にも負担の少なくなる体制を広域的な視点から整備することが求められます。

【施策の方針】

(1) 地域医療体制の整備

(町の主な担当課：いきいき健康課)

①地域医療体制の整備促進

障がいのある人や障がいのある児童が気軽に受診できるよう、医師会や町内医療機関等、関係機関の理解と協力を得ながら、障がいに理解のある医療機関を紹介・案内する機関の整備や地域の病院の支援等、地域医療体制の整備を促進します。

また、近隣市町村の救急医療機関等と障害福祉関係者が連携しながら、精神救急医療等、障がいの形態や症状の変化に応じた救急医療への対応も図ります。

②災害時医療体制の充実

災害時に特別な配慮が必要となる障がいのある人が、一人ひとりの状況に応じた適切な医療救護を受けられるよう、当事者や家族に対して「医療情報シート」※5の普及・啓発を行っていきます。

また、情報が古いままで更新されていない状況も報告されているので、適宜更新していく必要性も呼び掛けていきます。

※5 医療情報シート：53頁(6)「要配慮者支援の充実」の取組内容に記載されている「救急医療情報キット」内に付属しているシートで、対象者の救急情報(緊急連絡先、かかりつけ医、緊急時の対応方法など)をまとめておくものです。

（２）難病患者等への支援

（町の主な担当課：子育て福祉課）

障がいのある人や高齢者が同様に、地域において充実した生活を送れるよう、介護サービスの活用や特殊疾病福祉手当等の支援を行います。また、疾病の特徴等の理解促進に向けた取り組みを進めるとともに、新たに難病患者が利用できるようになった障害福祉サービスについて一層の周知を図ります。

（３）精神保健の充実

（町の主な担当課：子育て福祉課）

関係機関との連携を行い、精神保健福祉の充実を図ります。このため、通院医療費の助成等、経済的負担を軽減する取組を進めます。

また、精神保健医療を受診できる医療機関についての情報提供の充実を図ります。

併せて、精神障がいのある人が地域の中で安心して暮らすことのできるよう、精神障がいについて、理解促進の着実な推進を図ります。

第2章 障がい者・児の社会参加のための支援

第1節 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実

【現状と課題】

町内には保育園が5か所あり、障がいのある児童の受け入れを行っています。

小・中学校においては、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的支援を行う「支援教育」が実施できる支援体制の整備を進めてきています。通常の学級における支援に加えて、通級による指導^{※6}や支援学級^{※7}での個別及び小集団での教育も行っています。また、都立特別支援学校に通学している児童・生徒もいます。障がいのある児童に対しては、早期の適切な療育とともに、将来の自立に向けて、一人ひとりの特性や状況に応じたきめ細かい教育の充実を図ることが重要です。

本町は福祉施設が充実し、障がい児保育・支援教育に適した環境にありますが、今後も保育・教育体制の充実を図るとともに、適切な指導が行えるよう町、教育委員会と保育園、幼稚園、小・中学校、都立特別支援学校等が連携し、インクルージョン^{※8}の理念に基づく教育を進めていく必要があります。

- ※6 通級による指導：発達障がい等の特徴がある児童・生徒を対象に、通常の学級に在籍しながら週に1～2回程度（8時間以内）得意なことをより伸ばし、苦手なことを補う方法を学ぶために行う指導を文部科学省は「通級による指導」と言っています。これまで東京都では「通級による指導」を「通級指導学級」という形で行って来ていますが、小学校では平成30年度までに、中学校では令和3年度までに全校に「支援教室」を設置し、より多くの児童・生徒が利用しやすい形に制度が変更されています。
- ※7 支援学級：支援学級では、毎日一人ひとりの特徴やペースに応じた学習が進められます。支援学級での学習を主とし、授業や行事等の交流を通して、通常の学級の子どもと一緒に学ぶ機会もあります。
- ※8 （ソーシャル）インクルージョン：（社会的）包摂ともいい、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う理念のこと。

【施策の方針】

(1) 保育の充実

(町の主な担当課：子育て福祉課)

一人ひとりの障がいや特性に応じた適切な保育が行えるよう、幼稚園・保育園における保育の充実を図ります。

また、障がいの特性や状況に応じた適切な対応が行えるよう、保育士や学童クラブ指導員の育成をはじめとした支援の充実と質の向上、巡回相談の充実を図ります。

さらに、全ての就学予定児童の保護者を対象に、児童の様子や小学校での生活に関わる配慮・工夫を記入する就学支援シートの配布を行います。

(2) 支援教育の推進

(町の主な担当課：学校教育課・子育て福祉課)

知的障がいや発達障がい^{※9}等がある又は、あると考えられる児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的支援を行う支援教育の一層の充実を推進します。

また、保育園・幼稚園、小・中学校、特別支援学校、町、教育委員会、自立支援協議会等が連携し、支援教育の推進と障がいについての理解促進に向けた取組を進めます。

※9 発達障がい：いくつかの行動特徴を併せもっていることで医師により診断される症候群です。発達障がいがある児童・生徒の多くは、得意なことと苦手なことのアンバランスが大きく、そのことで学校生活への適応に苦労していることが少なくありません。また、ほとんどのことは普通にできるために、周りから理解や配慮がされにくいと言われます。適切な支援がされれば、安心して社会の中で自立していくことができます。

(3) 副籍制度の活用

(町の主な担当課：学校教育課)

「副籍制度」とは都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、学習活動や学校行事等に参加する直接的な交流や、学校便りや作品等を交換する間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

本町に居住し、都立特別支援学校に在籍している児童・生徒もこの制度を活用しています。今後も、より多くの児童・生徒が副籍制度の活用を通じて、地域との交流が持てるように副籍制度の推進・充実を図ります。

(4) 相談・支援体制の充実

(町の主な担当課：学校教育課（指導室）・子育て福祉課・いきいき健康課)

教育委員会では、町内の児童の成長の過程で生じる様々な発達の・心理的な問題について、保護者や児童からの相談に応じ、問題の解決に向けて支援する「教育相談」や、児童一人ひとりの特性に応じて必要な教育支援や適切な教育が受けられる学校・学級について一緒に考える「就学相談」等に取り組みます。

子ども家庭支援センターでは、18歳未満の児童とその家庭に関する相談を受け付けています。今後は各機関での取組について、より一層の充実を図り、児童たちやその保護者にとって居場所となるような場づくりに取り組みます。

また、保健センターでは、医療機関等と連携しながら、障がいの早期療育に向けた相談の支援に取り組みます。

(5) 福祉教育の推進

(町の主な担当課：学校教育課)

学校における体験学習やボランティア参加等を通じて、いつでも誰もが平等に社会に関わりを持つというインクルージョンの理念の普及を図ります。

中学校においては、福祉施設体験を実施していますが、今後も特別支援学校、就学前施設等、様々な資源を活用した体験学習を通じて理解促進を図ります。

第 2 節 就労に向けた支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人の就労支援については、国、東京都、本町において様々な施策が進められ、企業の理解や支援機関等の設置が進み、障がいのある人の雇用の推進と仕事を長く続けられる支援体制が整備されています。また、本町では平成 27 年 1 月に「日の出町障がい者就労・生活支援センター あるって」(東京都区市町村就労支援事業)を開設しました。障がい者就労・生活支援センターの開設により、今まで行ってきた就労相談や職場開拓、職場定着支援をより専門的に取り組むことができるようになりました。

さらに、地域での障がいのある人の雇用を進めるためにハローワーク等関係機関と連携して、就労相談、就労準備支援、定着継続支援を行うほか、生活全般の相談や日中活動先の相談等、様々な相談に対応しています。

今後は、障がいのある人への就労支援、啓発活動の推進の継続だけでなく、働くために必要な生活支援を行うため、様々な関係機関とのネットワークを充実する必要があります。

また、就労に関する相談に付随して医療的ケアや生活面の支援等多岐にわたる支援が必要な方が多いのが本町の特徴ともいえます。それぞれのサービスの範疇を超えた相談内容の中には、町や日の出町社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)、他の福祉サービス事業所等とチームを組んでもカバーをしきれないケースも多くあり、プラットフォーム的な窓口の整備の必要性が生じています。

【施策の方針】

(1) 町内企業及び事業主に対する障がい者雇用の理解促進

(町の主な担当課：子育て福祉課)

障がい者就労・生活支援センター、ハローワーク青梅、日の出町商工会等と連携しながら、町内企業や事業主に対して、障がいのある人の雇いを促進します。

特に、障がいのある人の雇用について理解と認識を深めるため、障がい者就労・生活支援センターに配置されている地域開拓促進コーディネーターを通じた啓発活動を推進するとともに、障がいのある人を雇用する場合の各種助成金制度等についても、企業や事業主に説明を行います。

本町は交通の便が悪く、一般就労を目指す方にとって地理的なハンディキャップは否定できない状況です。このため、町内企業・事業主の理解・協力を求めながら、雇用創出を行うことが必要です。

（２）就労・就労準備の場の確保

（町の主な担当課：子育て福祉課・総務課）

障がいのある人の働き方については、一般就労や地域にある障害福祉サービス事業所等様々であり、どのような職場においても安心して働けるように事業所と連携をしながら多様な就労の場を充実していく必要があります。

また、一般就労を目指す障がいのある人については、障がい者就労・生活支援センターの利用や就労移行支援、就労継続支援 B 型等の利用を通して就労の準備を行っています。町・社会福祉協議会等の関係機関においても、庁舎内実習にて働く前の準備をする場・アセスメントをする場の提供について検討します。本町は社会資源が乏しいことから、庁舎内実習を足掛かりに、一般就労を目指す障がいのある人の企業実習等の機会を増やし、行政・企業・福祉サービスが一体となり、障がいがある方が一般就労へのステップアップを行いやすい街づくりを目指します。

また、「日の出町障害者活躍推進計画」を踏まえ、町や教育委員会においても、障がいのある方の雇用と定着が促進されるように努めます。

（３）就労相談の充実

（町の主な担当課：子育て福祉課）

障がい者就労・生活支援センターを窓口として、就労希望や就労準備に関する相談、就職活動・面接等の支援、就労後及び就労中の定着継続支援、離職時の支援等、就労に関わる支援を行っています。

また今後、就労に関わる生活支援に取り組みます。これらの支援について、障がい者就労・生活支援センターだけでなく、町や福祉サービス事業所、ハローワーク、各種学校、障害者職業センターをはじめとした就労支援機関、生活支援を行う事業所等と連携・協力し、生活と仕事を両立できるよう、一体的な支援の充実を図ります。

(4) 職場環境（ハード面、ソフト面）の整備等の提案と理解促進

（町の主な担当課：子育て福祉課）

障がい者就労・生活支援センターを窓口として、ハローワーク、障害者職業センター等の就労支援機関と連携をしながら、障がいのある人を雇用する、又は雇用している企業、事業主へ障がいのある人が働きやすい職場環境の提案、従業員の方々への障がいに対する理解促進、障がいのある人が携わりやすい業務の工夫等の提案を行います。

(5) 障害者差別解消法の理解促進

（町の主な担当課：子育て福祉課）

平成28年4月1日より「障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が施行されています。障がいのある人が働きやすく、生活しやすい環境づくりのために障がい者就労・生活支援センター、自立支援協議会等と連携しながら、企業や事業主に対し、この法律の趣旨が伝わるよう、啓発活動を進めていきます。

第3章 障がいのある人が生活しやすいまちづくり

第1節 地域福祉の推進

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、全ての人が社会の一員として様々な活動に参加し、生きがいのある生活を送るためには、活動の場や交流の場づくり等の推進が必要となります。

また、障がいのある人が地域で生活を送るうえで、周囲の人々の見守りや支援は不可欠であり、地域の障がいのある人への相談支援・情報提供や地域の人たちとの交流支援については、社会福祉協議会と連携していく必要があります。

今後、介助者も含め、社会全体が高齢化していくため、制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会としての「地域共生社会」を目指しながら、地域の人々が連携して福祉を支えていくことが重要となっています。

【施策の方針】

(1) 障がいのある人への理解促進

(町の主な担当課：子育て福祉課)

町、社会福祉協議会、自立支援協議会等が連携して、障がいの有無に関わらず、参加することができるイベントの開催や広報誌の発行、当事者の声を聞く場や「障害者差別解消法」の勉強会等を通じて、障がいについての住民の理解促進に努めます。

また、ヘルプマーク^{※10}の周知、地域への理解啓発、ヘルプカード^{※11}の活用方法の周知(当事者・家族)を行う等、生活の中で障がいの特性と初歩的な対応を広く理解してもらうことを通じて、つながりのある地域づくりを目指します。

※10 ヘルプマーク：義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、都が作成したマークのこと。

※11 ヘルプカード：障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるため、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードのこと。

（２）障がいのある人の社会参加促進

（町の主な担当課：子育て福祉課・文化スポーツ課）

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」^{※12}や「読書バリアフリー法」^{※13}等の施行を踏まえ、障がいのある人や児童が、様々な地域活動や学習活動、スポーツ・レクリエーション活動に参加し、生きがいつくりや地域の人々との交流につながるよう、環境づくりを進めます。

また、社会参加につながる情報等が確実に届くよう、情報提供の充実を図ります。

さらに、閉じこもり、引きこもりがちな人等も含め、障がいのある人が一人ひとりの状況に応じて地域活動や社会活動に参加できるよう、様々な機会を通じて取組を推進します。その第一歩として、自立支援協議会に対し、当事者・家族等の幅広い主体が参加できるよう検討していきます。

（３）ボランティア活動の促進

（町の主な担当課：子育て福祉課）

障がいのある人とない人が「支える側」「支えられる側」に分かれるのではなく、誰もが互いに助け合える地域共生社会を目指し、社会福祉協議会や地域の施設・NPO法人等と連携して、ボランティア活動の支援に努めます。

（４）障がいのある人同士の当事者活動の促進

（町の主な担当課：子育て福祉課）

障がいのある人同士が、共に悩みを相談したり、様々な活動に取り組んだりすることができるような環境に対するニーズを把握し、必要に応じて体制の整備や支援に努めます。

また、自立支援協議会における当事者・家族等の参加の活性化を図ります。

※12 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律：障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進と、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を規定する法律です。

※13 読書バリアフリー法：正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、視覚障がい者等（＝視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを規定する法律です。

（５）家族全体への支援

（町の主な担当課：子育て福祉課）

障がいのある人を支える家族に対して、情報提供、生活費や医療費等の経済的負担の軽減を図るとともに、短期入所や自宅へのヘルパー派遣等のレスパイトケア、相談体制の充実等を行います。

また、地域包括支援センターや子ども家庭支援センター等、高齢・児童福祉分野との連携を行い、家族全体を支援する体制づくりを進めます。また、国の制度では、障がいのある人の結婚や子育てへの支援が整っていません。そのため本町では、子ども家庭支援センターと連携を行い、様々な社会資源を活用することで、安心して結婚や子育てができる体制づくりを進めます。

（６）社会福祉協議会との連携による事業の推進

（町の主な担当課：子育て福祉課）

社会福祉協議会では、自治会長、民生・児童委員、福祉協力員、健康づくり推進員、地域住民やボランティアと協力体制を築きながら小地域福祉活動を推進しています。地域における住民福祉活動の中核となる社会福祉協議会との連携により、障がいのある人への相談支援・情報提供や地域の人たちとの交流支援を行い、障がい者福祉の充実を図ります。

（７）福祉サービス事業者との連携の推進

（町の主な担当課：子育て福祉課）

サービス利用者への支援と計画の着実な実施に向けて、障害福祉の分野だけでなく、各福祉サービス事業所との連携を推進します。

特に、町内の障害福祉事業所の連絡会である「ひので福祉ネットワーク」との連携を通じて、複合的な課題を抱える人への対応や、必要な支援につながない人へのアウトリーチ等についても検討していきます。

また、高齢の障がいのある人の増加等から高齢福祉分野の事業所との連携の機会が増えてきました。今後も自立支援協議会の各部会や研修会等で情報交換・課題の共有に努めます。

第 2 節 住みよい生活環境の整備

【現状と課題】

これまで、「高齢者、障害者等の移動の円滑化の推進に関する法律（バリアフリー新法）※¹⁴」が制定され、障がいのある人や高齢者が安心・安全に地域生活を送れるよう、バリアフリー化の一層の推進が図られてきました。

また、「障害者総合支援法」や「障害者差別解消法」が制定される等、障がいのある人や高齢者が住みよい生活環境の整備に向けた取組が着実に進められてきています。

社会生活のあらゆる場面で、障がいを理由とした差別が行われぬよう、個人に必要な合理的配慮がなされる中で、より住みよい生活環境づくりを地域住民とともに進める必要があります。

【施策の方針】

（１）福祉のまちづくりの普及啓発

（町の主な担当課：子育て福祉課）

障がいのある人や高齢者等に配慮した生活環境の整備に向けて「東京都福祉のまちづくり条例」の普及・啓発に努めます。

また、バリアフリー化やユニバーサルデザイン※¹⁵により、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して住める生活環境の普及に努めます。

（２）住宅環境の整備推進

（町の主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課）

障がいのある人や高齢者等に対応した住宅のバリアフリー化のため、段差の解消や昇降機の設置等の改修への助成を行います。また、助成の周知及びより使いやすい制度になるよう努めます。

※14 バリアフリー新法：駅や空港、バスといった公共交通機関を対象にした「交通バリアフリー法」と、大規模なビルやホテル、飲食店等を対象にした「ハートビル法」を統合し、内容の拡充を図った法律です。

※15 ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢・性別・人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

(3) 公共施設・道路・公園等の整備推進

(町の主な担当課：総務課・産業観光課・建設課・企画財政課

・まちづくり課・子育て福祉課)

障がいのある人の地域での自立と安心できる生活の場の確保に向けて、庁内関係課との連携のもと、多機能トイレやエレベーター等の設置、誰もがわかりやすい案内表示の整備を行う等、公共施設・道路・公園の整備を図ります。

(4) 移動にかかる支援の充実

(町の主な担当課：いきいき健康課・生活安全安心課)

通院や通勤、買い物等に行くための移動手段が厳しい状況にありますが、高齢者外出支援バス(町内に住所を有するおおむね60歳以上の在宅の方が対象)・外出支援ドリームカー事業(下肢等が不自由で歩行または移動することが常時困難と認められた、①65歳以上の在宅高齢者、あるいは②身体障害者手帳、または愛の手帳所持者、が対象)等の充実や使いやすさの向上を図り、町内の公共交通機関を利用できない障がいのある人等が気軽に外出を行えるよう、関係機関と調整を図っていきます。

また、町内巡回バス「ぐるり～ん日の出号」について、今後は同バスに代わる誰でも利用できる地域公共交通を目指します。

第3節 地域防災・安全対策の推進

【現状と課題】

地域で安心して生活を送るためには、防犯対策や事故防止をはじめ、地震や台風・火災等の災害に対して十分な備えをしておくことが重要です。特に、障がいのある人は、災害時や緊急時の対応に困難を伴うことが多く、被害にあう危険性が高くなることが考えられます。

また、障がいに応じた適切なケアが必要なケースが少なくありません。そのため、迅速な安否確認・誘導とともに、安心できる避難場所の確保が重要です。

本町では災害時の避難対策についての啓発活動、高齢者等への交通安全対策等を行っていますが、障がいのある人の状況に対応した取組が今後も課題となっています。

地震や台風等の大規模災害時だけでなく、状況に応じて障がいのある人やひとり暮らしの高齢者等の安否確認、避難誘導を行うため、避難行動要支援者名簿等を通じた情報共有が必要です。

また、避難した場合に、安心・安全に避難生活が送れるよう地域の福祉施設等と連携し、地域防災体制の構築を図る必要があります。

【施策の方針】

(1) 防犯対策の充実

(町の主な担当課：子育て福祉課・生活安全安心課)

警察と地域住民、ボランティア組織との連携により、それぞれが障がいへの理解を深め、障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、地域の見守り・防犯活動を推進していくため、ヘルプカードの啓発活動を行っていきます。地域の見守り・防犯活動を推進します。

また、地域の障がいのある児童向けの防犯講座の開催を検討します。

(2) 防災知識の普及啓発

(町の主な担当課：子育て福祉課・生活安全安心課)

防災に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、地域の避難場所や避難経路についての情報の浸透と防災意識の高揚を図ります。

また、関係各課が連携し、障がいのある人向けの防災セミナーの開催を検討します。

（３）避難支援体制の整備

（町の主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課・生活安全安心課）

ボランティア組織や民生・児童委員、消防署、社会福祉協議会等と連携し、障がいのある人も参加できる避難訓練の充実、災害時の避難誘導、救出、安否確認等の災害に備えた体制を整備します。

また、防災組織の活性化や、「日の出町地域防災計画」に沿った福祉避難所について、体制の整備と周知を行うとともに、社会福祉協議会と連携しながら、災害ボランティア活動を円滑に進めるための仕組みづくりに努めます。

そして有事の際を想定して、東京都災害福祉広域ネットワークとの連携も深めます。

（４）自主防災組織の充実

（町の主な担当課：生活安全安心課・子育て福祉課・いきいき健康課）

消防団、消防署、警察、社会福祉協議会等の共催で総合防災訓練を行うとともに、各関係部署や機関との連携により、障がいのある人や地域住民を中心とした自主的な防災組織の活性化を図ります。

また、社会福祉協議会が組織する災害ボランティア等の充実に努めます。

（５）防災資機材の確保

（町の主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課・生活安全安心課）

防災資機材（救出救護用）や備蓄食糧、医薬品、避難所備品等について、障がいのある人のニーズに配慮し、社会福祉協議会や周辺の医療機関等と連携して必要量の確保と適切な維持管理を進めます。

また、医薬品の確保については薬剤師会等との連携を行います。

（６）要配慮者支援の充実

（町の主な担当課：子育て福祉課・いきいき健康課・生活安全安心課）

避難所に行くことができない障がいのある人の避難場所（福祉避難所）の確保と周知を行なうことで、避難先においても安心・安全に生活が送れるよう、地域住民同士の協力や福祉施設等との連携を行い、要配慮者支援体制の構築を図っていきます。

避難行動要支援者名簿については、見直しや周知とともに、対象者の拡大を検討していきます。併せて、避難行動要支援者名簿を活用し、地震や台風等の大規模災害時に、障がいのある人やひとり暮らしの高齢者等、要配慮者の安否確認、避難誘導を行うことのできる体制整備を目指します。

また、計画相談支援において「サービス等利用計画」を作成する際、町が先進的に導入した「救急医療情報キット」の確認や更新、配布により、その一層の普及と活用を図ります。

加えて、ヘルプマークの周知、地域への理解啓発、ヘルプカードの活用方法の周知（当事者・家族）を行うことで、要配慮者が緊急時や災害時に、周囲の配慮や手助けにつながるような環境を目指します。

（７）交通安全対策の充実

（町の主な担当課：生活安全安心課）

障がいのある人が安心して外出できるよう、交通安全の確保に向けて、関係機関と連携し、運転者講習や運転マナーの改善等の啓発活動を推進します。

第 4 節 権利擁護と相談・情報提供の充実

【現状と課題】

障がいのある人がその人らしく安心して日々の生活を送ることが望まれます。しかし現実には、家族や親族を含む周囲の人々から、身体的・心理的・経済的暴力等の虐待を受ける事例が増加しています。こうした状況を踏まえ、国では平成 23 年 6 月に「障害者虐待防止法」を制定し、障がいのある人への虐待防止に向けた取組を推進しています。そのため、今後障がいのある人に対する相談支援や住民への障がいに関する知識の普及・啓発活動を行い、虐待等の人権侵害を未然に防止し、障がいのある人の権利擁護に向けた取組を強化することが重要となっています。

また、認知症、知的障がい、精神障がい等により、日常生活で必要な判断能力が不十分となった人を社会全体で支える成年後見制度は、これまで十分に活用されていませんでした。高齢化、精神障がい者等の増加、家族のあり方の変化等を背景として、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、国では成年後見制度の利用の促進を図るため、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。そのため、本町においても関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進し、広く住民全体に周知を図っていく必要があります。

【施策の方針】

(1) 障がいのある人の権利擁護の推進

(町の主な担当課：子育て福祉課)

虐待防止、成年後見制度の利用促進等を通じて、障がいのある人の権利擁護を推進します。

また、成年後見制度の利用促進を図るために、「成年後見センターひので」との連携に努めます。

さらに、「障害者差別解消法」が定める「合理的配慮」については障がいの状況に応じた支援を行うことで、学校や社会に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

（２）障がいのある人の虐待防止と差別解消

（町の主な担当課：子育て福祉課）

小・中学生等の児童への教育に取り組むとともに、学校への講師派遣等により、学校と福祉の連携を強化し、児童の精神疾患の予防にも努めます。

また、子育て福祉課の障害者虐待防止センターとしての機能の強化と周知に努めます。

（３）権利擁護に関する相談支援体制の充実

（町の主な担当課：子育て福祉課）

虐待の未然防止や差別解消等、障がいのある人の権利擁護に関する相談に応じるとともに、家族等とも連携したピアカウンセリング^{※16}や、必要に応じて専門機関への紹介を行うことで、権利擁護に関する相談支援体制の充実を図ります。

（４）自立支援に関する相談支援体制の充実

（町の主な担当課：子育て福祉課）

障がいのある人が、地域での生活に困窮しないように就労支援等の取組を推進するとともに、生活困窮に陥った場合も、西多摩福祉事務所等による自立の支援に繋がります。

※16 ピアカウンセリング：同じような障がい等何らかの共通点を持つ人が、対等な立場で同じ仲間として行うカウンセリングのことです。

第4章 障害福祉サービスの充実

■サービス提供見込み量について（考え方）

サービス提供見込み量はこれまでの利用実績を踏まえて推計しています。しかし、本町は人口規模が小さく、サービス利用者数も少ないため、わずかな利用者の変動が見込んだ数値を大きく変えることがあります。サービス提供にあたっては、利用者の立場に立ちながら、利用者の増減に柔軟に対応できるよう努めます。

また、感染症の流行等の非常事態においても、障がい者が地域で安心した生活を送ることができるよう、国や東京都、事業者との連携を図りながら、サービス提供体制の維持や対応に努めます。

なお、令和2年度の実績は見込み値となっています。

第1節 訪問系サービス

【現状と課題】

「障害者総合支援法」に基づく訪問系サービスは、在宅で受けるサービスです。訪問系サービスの利用については、利用ニーズは高いものの、慢性的な事業所不足とヘルパー不足により、十分にサービスが提供できていない現状にあります。また、ヘルパーの育成については、事業所だけの取組では厳しいため、町においても検討していきます。

■訪問系サービス町内事業所

（単位：か所）

対象	訪問系サービス		
身体障がいのある人 知識障がいのある人 精神障がいのある人 障がいのある児童	居宅介護	1	日の出町社会福祉協議会

【事業内容】

（1）居宅介護（ホームヘルプ）

日常生活に支障のある身体・知的・精神に障がいのある人や障がいのある児童を対象に、ホームヘルパーが自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

(3) 行動援護

重度の知的・精神の障がいのある人や障がいのある児童が行動するときに、自傷、異食、徘徊等による危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(4) 同行援護

移動が著しく困難な視覚障がいのある人を対象に、外出時における移動の援護や通院同行、移動に必要な情報提供を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人を対象に、事業者が「サービス等利用計画」に基づいて、居宅介護（ホームヘルプ）等の複数のサービスを包括的に提供します。

○訪問系サービス

（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援の合計）

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	サービス量(時間/月)	1,013時間	1,046時間	988時間
	実人数(人/月)	31人	29人	28人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	サービス量(時間/月)	1,264時間	1,264時間	1,264時間
	実人数(人/月)	35人	35人	35人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、28～31人で、微減傾向となっておりますが、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、慢性的な事業所不足とヘルパー不足の解消に向け、提供体制の確保に努めます。

第 2 節 日中活動系サービス

【現状と課題】

日中活動系サービスは、施設で昼間の活動を支援するサービスです。

現状として、利用者の高齢化が進展しているため、ケアマネジメントにより高齢サービス等を併用しながら日中活動の充実を図る等、高齢介護分野と連携した対応体制を築いていく必要があります。また同時に、利用者の介助者においても高齢化が進行しているため、介助者による介助が行えなくなる状況等を見据え、総合的な支援体制の整備が急務となっています。

また、近年の医療技術の進歩に伴い、医療的ケアを必要とする方の数は増加していることから、本町においても医療的ケアに対応した体制整備の必要性は高まっています。

サービス量に目を向けると、町内の日中活動事業所では、各事業所とも、ほぼ定員が充足している状況となっており、今後新規に利用を希望する人の受け入れが難しい状況となっています。特に、生活介護は定員を超えた利用希望があり、受け入れが難しい状況です。今後の特別支援学校等卒業生の利用ニーズ等も踏まえ、各事業所と連携しながら受け入れ体制を整備していく必要があります。

加えて、平成 27 年 1 月から障がい者就労・生活支援センターが事業を開始したことにより、新たな福祉サービスへの利用ニーズが発生し、就労移行支援や就労継続支援 B 型の受け入れ状況を整備する必要があります。

しかし、町内の事業所だけでは全てに対応できず、近隣の福祉サービスを利用している人もいるため、近隣の地域福祉サービス事業所との連携の充実を図りつつ、町内の事業所での受け入れ整備にも取り組んでいきます。

■町内施設通所状況

(単位：人)

名称	日中活動系サービスの種類	経営主体	所在地	定員	町の通所者数
太陽の家	生活介護	社福	大久野5107	42	3
就労 日の出舎	就労継続支援（B型）	社福	平井3030	20	5
日の出舎	生活介護	社福		55	9
日の出福祉園	生活介護	社福	平井376	113	2
日の出リハビリ	就労継続支援（B型）	社福	平井218-1	40	8
山の子の家	生活介護	社福	大久野 8025-11	40	2
ワークスタディ日の出	生活介護	社福	平井218-1	15	2
	就労継続支援（B型）			35	5

*令和2年4月現在

■町外施設通所状況

(単位：人)

名称	日中活動系サービスの種類	経営主体	所在地	定員	町の通所者数
秋川虹の家	就労継続支援（B型）	NPO	あきる野市	30	1
あきる野福祉工房B	就労継続支援（B型）	NPO	あきる野市	20	2
笑	生活介護	社福	あきる野市	20	1
楽	生活介護	社福	あきる野市	40	3
上代継在宅支援センター	生活介護	社福	あきる野市	30	1
生活介護 ほーぷ	生活介護	社福	あきる野市	20	1
プロシード	生活介護	社福	あきる野市	10	2
	就労継続支援（A型）	社福		10	2
やまぐちや	就労継続支援（B型）	NPO	あきる野市	10	1
青のなごみ	生活介護	社福	青梅市	20	1
アルホープ	就労継続支援（A型）	営法	青梅市	10	1
ダックス	就労継続支援（B型）	営法	青梅市	20	3
昭島生活実習所	生活介護	社福	昭島市	35	1
食工房ゆいのもり	就労継続支援（B型）	社福	昭島市	34	1
MIRAI	就労継続支援（B型）	社団	昭島市	20	2
アビリティーズ ジャスコ立川センター	就労移行支援	営法	立川市	20	2
わーくあっぷ	就労移行支援	営法	立川市	9	2
	就労継続支援（B型）	営法		20	2
ESPRIT	就労継続支援（B型）	社福	八王子市	40	1
青梅学院	生活介護	社福	清瀬市	40	1
SIN医療福祉サービス	就労定着支援	営法	豊島区		1
せせらぎ	生活介護	社団	福生市	20	1
東京多摩学園	生活介護	社福	奥多摩町	40	1
ひのきのその	就労継続支援（B型）	社福	檜原村	20	5
さくら学園	生活介護	社福	静岡県	158	1
じゅぴたー	生活介護	営法	埼玉県	30	1
富士北麓聖ヨハネ 支援センター	生活介護	社福	山梨県	35	1
森幸園	生活介護	社福	秋田県	80	1

* 令和2年4月現在

【事業内容】

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、実情に応じて障害者支援施設等の施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供を行います。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	サービス量(人日分/月)	630人日分	630人日分	644人日分
	実人数(人/月)	30人	32人	33人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	サービス量(人日分/月)	714人日分	735人日分	756人日分
	実人数(人/月)	34人	35人	36人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、30～33人で、微増傾向にあります。今後も特別支援学校の卒業生や地域移行後の日中活動の場の確保等による新規利用者も見込み、安定したサービスを継続して提供できるよう、各事業所と連携しながら提供体制の拡充に努めます。

(2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス提供見込み量】

自立訓練(機能訓練)

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	サービス量(人日分/月)	0人日分	0人日分	0人日分
	実人数(人/月)	0人	0人	0人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	サービス量(人日分/月)	5人日分	5人日分	5人日分
	実人数(人/月)	1人	1人	1人

自立訓練(生活訓練)

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	サービス量(人日分/月)	1人日分	20人日分	23人日分
	実人数(人/月)	0人	1人	1人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	サービス量(人日分/月)	46人日分	46人日分	69人日分
	実人数(人/月)	2人	2人	3人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、自立訓練（機能訓練）の実績はなく、生活介護（生活訓練）が1人となっています。引き続き、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

（3）就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込値）
	サービス量（人日分/月）	47人日分	62人日分	74人日分
	実人数（人/月）	3人	3人	4人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	サービス量（人日分/月）	82人日分	103人日分	103人日分
	実人数（人/月）	4人	5人	5人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、3～4人で、1人増加しました。今後も特別支援学校の卒業生や障がい者就労・生活支援センターの事業に伴う新たな利用ニーズへの対応に向けて、安定したサービスを継続して提供できるよう、各事業所と連携しながら提供体制の拡充に努めます。

（4）就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

① A型（雇成型）

利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込値）
	サービス量（人日分/月）	39人日分	54人日分	55人日分
	実人数（人/月）	2人	3人	3人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	サービス量（人日分/月）	78人日分	98人日分	98人日分
	実人数（人/月）	4人	5人	5人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、2～3人で、1人増加しました。最低賃金を支払うことが定められている事業であることから、事業所の確保が課題となっています。一般就労へ移行することが可能な利用者への継続的な支援が必要です。

今後も特別支援学校の卒業生や障がい者就労・生活支援センターの事業に伴う新たな利用ニーズへの対応に向けて、安定したサービスを継続して提供できるよう、各事業所と連携しながら提供体制の拡充に努めます。

②B型（非雇用型）

一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を提供し、雇用への移行に向けた支援を行います。

【サービス提供見込み量】

就労継続支援 B型（非雇用型）

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	サービス量（人日分/月）	579人日分	626人日分	594人日分
実人数（人/月）	36人	38人	35人	
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	サービス量（人日分/月）	680人日分	680人日分	714人日分
実人数（人/月）	40人	40人	42人	

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、35人～38人で推移していました。今後も特別支援学校の卒業生や障がい者就労・生活支援センターの事業に伴う新たな利用ニーズへの対応に向けて、安定したサービスを継続して提供できるよう、各事業所と連携しながら提供体制の拡充に努めます。

(5) 就労定着支援

利用者が就職してから、少なくとも6か月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による相談支援を行います。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	実人数（人/月）	0人	1人	1人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数（人/月）	1人	2人	2人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、1人でした。新しいサービスであるため、利用のニーズの増加に対応できるよう、各事業所と連携しながら提供体制の拡充に努めます。

(6) 療養介護

医療を要する障がいがあり常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	実人数(人/月)	1人	1人	1人
人/月	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数(人/月)	2人	2人	2人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、1人でした。医療が必要な重度の障がい者に対応できる専門的な医療機関の施設が限られているのが現状ですが、今後の利用者のニーズに合わせ、サービス提供事業者の情報提供等を行い、利用者が円滑に利用できるよう努めます。

(7) 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護している人が病気等の理由で、一時的に介護できない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス提供見込み量】

福祉型

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	サービス量(人日分/月)	35人日分	33人日分	18人日分
実人数(人/月)	9人	9人	4人	
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	サービス量(人日分/月)	45人日分	45人日分	45人日分
実人数(人/月)	10人	10人	10人	

医療型

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	サービス量(人日分/月)	3人日分	4人日分	1人日分
	実人数(人/月)	1人	1人	0人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	サービス量(人日分/月)	8人日分	8人日分	8人日分
	実人数(人/月)	2人	2人	2人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため大幅に減少しましたが、福祉型が9人・医療型が1人となっています。

しかし、介護者の高齢化等に伴い一層ニーズが高まることが予想されることから、今後も、サービス提供事業者の確保に向けた働きかけを継続します。

また、現在、知的や精神障がいのある方が利用できる短期入所については、入所施設が提供しているもののみとなっており、今後さらに利用しやすくなるよう、グループホーム併設型の短期入所の整備が急がれています。

その上で、地域生活拠点事業を活用した緊急的な受け入れができるシステム整備が求められています。

第 3 節 障害児通所支援サービス

【現状と課題】

障がいのある児童を対象に、日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の援助を行います。障害児通所支援は、「自立支援法」の改正により、「児童福祉法」に基づくサービスとなります。

今後、近隣市町村との連携等、サービス提供体制の構築及び充実に向けた検討を行っていきます。

(1) 児童発達支援

未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練を行います。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度 (見込値)
	サービス量 (人日分/月)	30人日分	44人日分	12人日分
	実人数 (人/月)	4人	5人	4人
計画	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	サービス量 (人日分/月)	53人日分	53人日分	53人日分
	実人数 (人/月)	6人	6人	6人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、4人～5人で推移していました。引き続き、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 医療型児童発達支援

未就学の障がいのある児童（上肢・下肢又は体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度 (見込値)
	サービス量 (人日分/月)	0人日分	0人日分	0人日分
	実人数 (人/月)	0人	0人	0人
計画	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	サービス量 (人日分/月)	22人日分	22人日分	22人日分
	実人数 (人/月)	1人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

前計画期間中にサービスの利用実績はありませんでした。引き続き、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、提供体制の整備を検討します。

(3) 放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童に、授業終了後又は夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	サービス量(人日分/月)	210人日分	214人日分	202人日分
	実人数(人/月)	17人	16人	14人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	サービス量(人日分/月)	260人日分	260人日分	260人日分
	実人数(人/月)	18人	18人	18人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、14人～17人で、微減傾向となっておりますが、引き続き、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【見込量確保のための方策】

前計画期間中にサービスの利用実績はありませんでした。近隣の市町村の利用実績等を調べながら、利用ニーズを把握し、児童発達支援を利用されている方が気軽に利用できるような体制の整備を検討します。

(5) 障害児相談支援

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児支援利用計画案の作成等を行ったり、通所支援開始後に、一定の期間ごとに利用計画が適切であるかどうかのモニタリングを行い、見直し等の援助を行います。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	実人数(人/月)	4人	4人	4人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数(人/月)	5人	5人	5人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、4人でした。引き続き、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

(6) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	サービス量(人日分/月)	0人日分	0人日分	0人日分
	実人数(人/月)	0人	0人	0人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	サービス量(人日分/月)	22人日分	22人日分	22人日分
	実人数(人/月)	1人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

前計画期間中にサービスの利用実績はありませんでした。引き続き、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、提供体制の整備を検討します。

(7) 医療的ケア児^{※17}に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーター（相談支援専門員等）を配置します。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	配置人数	0人	0人	0人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	配置人数	0人	0人	1人

【見込量確保のための方策】

上記コーディネーターの配置については、医療的ケア児について関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を含めて、近隣市町村と連携しながら検討します。

※17 医療的ケア児：NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障がいのある児童

第4節 居住系サービス

【現状と課題】

居住系サービスでは、施設への入所（施設入所支援）、又は共同生活援助（グループホーム）等の居住支援サービスが行われています。

居住系サービスについては、共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援の利用は、ほぼ見込み通りとなっています。今後、グループホームについては、一定のニーズが予想されており、地域移行支援の受け皿としてもサービスの維持が望まれます。

サービスを利用するための情報提供や相談を行い、安心して自立した生活が送れるよう、支援の充実を図ります。また、今後のグループホーム等の設置、運営については、引き続き近隣地域での理解・協力を得るための機会を設ける等、事業者と連携し、支援を行います。

■施設入所状況

名称	居宅系サービスの種類	経営主体	所在地	定員	町の入所者数
太陽の家	施設入所支援	社福	大久野5107	30	1
日の出舎	施設入所支援	社福	平井3030	45	7
日の出福祉園	施設入所支援	社福	平井376	80	2
山の子の家	施設入所支援	社福	大久野8025-11	40	2
青梅学園	施設入所支援	社福	清瀬市	40	1
東京多摩学園	施設入所支援	社福	奥多摩町	40	1
さくら学園	施設入所支援	社福	静岡県	158	1

*令和2年4月現在

■町内グループホーム入居状況

名称	主な入居対象	サービスの種類	経営主体	所在地	定員	町の入所者数
あかしでの家	知的障がい	共同生活援助	社福	大久野1706-13	17	0
秋川ハイム	知的障がい	共同生活援助	社福	平井215-3	24	1
希望の家	知的障がい	共同生活援助	社団	大久野2168	10	4
ケアホーム太陽	知的障がい	共同生活援助	社福	平井2737-1	14	11
さくら園	知的障がい	共同生活援助	社団	平井2982-2	7	5
もみの木	精神障がい	共同生活援助	NPO	大久野8753	13	2
リンデンハウス	知的障がい	共同生活援助	社福	大久野2184-1	8	0

*令和2年4月現在

【事業内容】

(1) 共同生活援助（グループホーム）

身体・知的・精神の障がいのある人が生活を行う住居で、家事、生活等に関する相談又は助言、就労先等関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の援助を行います。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	実人数(人/月)	28人	31人	31人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数(人/月)	33人	35人	35人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、28人～31人で、3人増加しました。

引き続き、利用を希望する方々のニーズの把握に努めるとともに、日中支援型グループホームの設置の検討も行っていきます。

(2) 施設入所支援

主に夜間、介護を必要とする身体・知的・精神の障がいのある人を対象に、入所施設において夜間における居住の場を提供します。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	実人数(人/月)	14人	14人	14人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数(人/月)	14人	14人	13人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、14人で横ばいとなっていました。地域移行支援は、広域的な事業でもあるため、今後は国や東京都の指針などを踏まえつつ、町の実情に即して施設入所者の地域移行を図っていきます。

(3) 自立生活援助

入所支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した人、又は地域で継続して生活を送ることが困難である人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	実人数(人/月)	0人	0人	0人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数(人/月)	0人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中の利用実績はありませんでしたが、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、計画期間内に提供体制の整備を行っていく予定です。

第 5 節 相談支援サービス

【現状と課題】

現在、サービス利用者が気軽に相談でき、ニーズに応じたサービスや支援が受けられるよう、「計画相談支援」については、3か所の指定特定相談支援事業所において計画の作成や見直しを実施しています。しかし、「地域移行支援」「地域定着支援」については制度として開始されていますが、町内には一般相談支援事業所がなく、サービスが提供できていない状況です。

今後、町内における意思決定支援の一層の充実を図るためにも、これらのサービスの拡充及びさらなる体制づくりを推進することが重要な課題となっています。

【事業内容】

(1) 計画相談支援

障がいのある人や障がいのある児童の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かいケアマネジメントを行うことを目的に、サービスを利用する全ての障がいのある人を対象に「サービス等利用計画」を作成します。

また、支給決定時の作成と決定後の一定期間ごとに計画の見直しを行います。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	実人数(人/月)	17人	19人	19人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数(人/月)	21人	21人	23人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、17人～19人で、2人増加しました。

各事業所と連携しながら提供体制の拡充につとめるとともに、相談支援体制の質の向上を図ります。

(2) 地域移行支援

障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がいのある人、もしくは精神科病院等に入院している精神障がいのある人で、比較的症状が安定している入院・入所者の実態に即して、退院・退所や社会復帰に向けた支援を行います。

また、入院・入所者の一人ひとりの状況や、どれだけの方がサービスを必要としているかについて、自立支援協議会の部会との連携を図りながら、実態を把握し、より具体的な支援方法の検討に努めます。さらに、公営住宅の提供等住居の確保や、その他地域生活への移行に関する様々な相談や支援を検討します。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	実人数(人/月)	0人	0人	0人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数(人/月)	1人	2人	2人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中の利用実績はありませんでした。

引き続き、自立支援協議会の部会との連携を図りながら、実態把握と地域移行支援を担う指定一般相談支援事業所の整備を検討していきます。

(3) 地域定着支援

地域移行支援サービスを利用後、退院・退所して地域において単身等で生活する障がいのある人や、家族との同居から単身生活に移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がいのある人を対象に、24時間の連絡体制を確保し、医療と福祉の包括的な支援、日中活動、各種サービスの利用、住まいの場に関する継続的な支援を行います。

また、緊急事態にも相談、訪問、対応等を行うとともに、地域住民との交流促進を図る等、安定した地域生活が継続できるよう支援します。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	実人数(人/月)	0人	0人	0人
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数(人/月)	1人	2人	2人

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中の利用実績はありませんでした。

引き続き、自立支援協議会の部会との連携を図りながら、実態把握と地域定着支援を担う指定一般相談支援事業所の整備を検討していきます。

第6節 その他の障害福祉サービス

【現状と課題】

その他の障害福祉サービスとして、補装具費の支給、自立支援医療、療養介護医療を行っています。補装具の種別等、分かりにくい事項について、利用者の立場に立った分かりやすい情報提供が求められています。

障がいのある人の心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な医療を自立支援医療といい、指定を受けた医療機関に限りこの自立支援医療が受けられます。今後、医療機関と連携して、指定医療機関の拡充を目指す必要があります。

【事業内容】

(1) 補装具費の支給

身体機能を補い、継続して使用される補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費や修理費についての給付を行います。補装具の種別等について、情報提供も行います。

(2) 自立支援医療

身体に障がいのある児童の生活能力を得るための医療（育成医療）、身体に障がいのある人の更生のための医療（更生医療）、精神障がいのある人が入院しないで受ける医療（精神障害者通院医療）の提供を、東京都や医療機関と連携して行います。

(3) 療養介護医療

医療を必要とし、常時介護を必要とする身体に障がいのある人に、医療施設から療養介護における医療の提供を行います。都内では、国立精神・神経医療研究センターで対応していることから、必要に応じて連携を図ります。

第 7 節 地域生活支援事業

【現状と課題】

地域生活支援事業として、理解促進研修・啓発事業、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業を柱として、在宅で障がいのある人及びその家族への相談や情報提供、福祉サービスの利用支援等を行っています。また本町では、福祉を支える関係者、関係機関をメンバーとする自立支援協議会において、様々なケースの相談・支援について協議を行っています。

今後は、各サービスの利用について、実情に合った支援や給付の適正化を一層進めていくとともに、自立支援協議会等を通じて、サービス提供の評価をきめ細かく実施する必要があります。

また近年、障がいのある人や高齢者の財産等をねらう悪質な事例が増加していること等もあり、成年後見制度を利用し、確実な権利擁護を行える体制が必要となります。

【事業内容】

(1) 理解促進研修・啓発事業

社会福祉協議会と協同して地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
実績	実施	実施	未実施
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

社会福祉協議会と協同して障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
実績	実施	実施	実施
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

障がいのある人の相談支援は、障がい者就労・生活支援センターをはじめとする各サービス事業所での相談体制や自立支援協議会においても相談支援体制の充実に向けた取組を行っています。

また、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援等の相談支援サービス事業も開始されているため、就労支援と生活支援を統括した総合的な相談支援センターの設置に向けて検討を進めます。

①障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。処遇困難事例についても、町、自立支援協議会、関係機関等が緊密に連携し、対処法を検討していきます。

②基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援機能の充実に向けて、身体、知的、精神障がいのある人への相談を総合的に行う機関として、東京都への働きかけや近隣市町村との協働等も視野に入れ、基幹相談支援センター※¹⁸の設置を目指します。

また、困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を目指します。

③住宅入居等支援事業（住民サポート事業）

障がいのある人や高齢者が賃貸契約による一般住宅への入居支援が必要な場合、入居時及び入居継続のための支援体制をつくります。また、公的保証人制度や家賃補助制度を創設します。

※18 基幹相談支援センター：身体、知的、精神障がいのある人の相談・支援を総合的に行うことを目的とした機関です。

④地域自立支援協議会設置・運営事業

平成 19 年 3 月に設置した日の出町地域自立支援協議会の円滑な運営に努め、相談支援事業の実態把握や困難事例への対応のあり方の協議、相談支援体制整備に関わる実施計画の作成、相談支援事業者を含む地域関係機関のネットワークの活用等、相談支援体制の充実に向けた幅広い取組を行ってきました。

また、精神科病棟での社会的入院の方の地域移行に関する協議・地域生活拠点事業の設置についても重点的に取り組んできました。今後も継続して関係機関や各部会間、また、近隣自治体の自立支援協議会との連携を図りながら、取組を強化していきます。

障がい者相談支援事業

実施	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	設置数	0 か所	0 か所	0 か所
計画	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	設置数	0 か所	0 か所	1 か所

基幹相談支援センター

実施	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	設置数	0 か所	0 か所	0 か所
計画	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	設置数	0 か所	0 か所	1 か所

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

実施	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	実施	未実施	未実施	未実施
計画	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実施	検討	検討	実施

地域自立支援協議会設置・運営事業

実施	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	設置数	1 か所	1 か所	1 か所
計画	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	設置数	1 か所	1 か所	1 か所

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度は認知症高齢者や知的又は精神に障がいがある等の理由で判断能力が不十分な人の権利と財産を守る制度です。制度の利用が有効と認められる知的又は精神障がいのある人に対して、制度の周知に努めるとともに、後見等の申立て費用及び後見人等の報酬の助成を通じて、制度の利用促進を支援し、これらの人々の権利擁護を実施します。

また、広報、相談、利用促進、後見人支援等の機能を担う中核機関を整備した後、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制づくりや、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動支援の基盤づくりを目指します。

【サービス提供見込み量】

成年後見制度利用支援事業

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	件/年	0件/年	0件/年	0件/年
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件/年	0件/年	0件/年	1件/年

成年後見制度法人後見支援事業

計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	検討	検討	実施

【見込量確保のための方策】

社会福祉協議会内に、成年後見センターひのひが開設されたことや、今後のニーズが高くなることを踏まえ、他自治体の事例等を参考に助成制度や、利用の推進体制を整備していきます。

(5) コミュニケーション支援事業（意思疎通支援）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

【サービス提供見込み量】

手話通訳者派遣事業

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	件/年	1件/年	1件/年	2件/年
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件/年	2件/年	2件/年	3件/年

要約筆記者派遣事業

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	件/年	0件/年	0件/年	0件/年
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件/年	1件/年	1件/年	1件/年

【見込量確保のための方策】

事業者等と連携し、サービスの提供に支障が生じないように必要量を確保します。

(6) 日常生活用具給付事業

重度の身体・知的・精神の障がいのある人や障がいのある児童を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等を給付します。用具の支給にあたっては、正しい情報提供が行われるように努めます。

【サービス提供見込み量】

介護訓練支援用具

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	件/年	1件/年	1件/年	2件/年
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件/年	2件/年	2件/年	3件/年

自立生活支援用具

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	件/年	0件/年	0件/年	0件/年
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件/年	2件/年	2件/年	2件/年

在宅療養等支援用具

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	件/年	1件/年	1件/年	0件/年
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件/年	2件/年	2件/年	2件/年

情報・意思疎通支援用具

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	件/年	3件/年	3件/年	1件/年
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件/年	5件/年	5件/年	5件/年

排泄管理支援用具

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	件/年	375件/年	375件/年	408件/年
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件/年	410件/年	420件/年	430件/年

住宅改修費

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	件/年	2件/年	2件/年	0件/年
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件/年	2件/年	2件/年	2件/年

【見込量確保のための方策】

事業者等と連携し、給付・貸与に支障が生じないように必要量を確保します。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

東京都が実施する、手話奉仕員（聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した人）の養成・研修に、積極的に参加します。

【見込量確保のための方策】

利用実績はなく、今後利用ニーズの把握に努めます。

(8) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体・知的・精神の障がいのある人や障がいのある児童を対象に、外出ヘルパーによる移動支援を行います。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	人/月	50人/月	50人/月	43人/月
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人/月	50人/月	52人/月	52人/月

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため減少しましたが、50人程度の利用が見られます。

訪問系サービスと同様、事業所とヘルパーの不足により、十分にサービスを提供できていない状況です。そのため今後も、移動支援を提供する事業所等と連携し、ヘルパーの充足、ニーズへの対応を図ります。

(9) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターの基本事業として、障がいのある人に対し、通所により創作的活動や生産活動の機会を提供するほか、社会との交流の促進等により、障がいのある人の地域生活支援に努めます。

また、地域活動支援センターⅡ型による本事業の機能強化として、雇用・就労が困難な在宅で生活をしている障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	設置数	2か所	2か所	2か所
	人分/日	39人/日	39人/日	39人/日
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	設置数	2か所	2か所	2か所
	人分/日	40人/日	40人/日	40人/日

【見込量確保のための方策】

サービス利用者は前計画期間中、39人/日となっていました。引き続き、サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

(10) その他の地域生活支援事業

①日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人や障がいのある児童の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援の充実を図ります。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	人/月	0人/月	0人/月	0人/月
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人/月	1人/月	1人/月	1人/月

【見込量確保のための方策】

利用実績はありませんが、他のサービス等の利用状況を踏まえながら、介護者の負担軽減に向けて適切な支援が行える体制の構築を目指します。また、今後はサービスの介護者の派遣や介護者宅での預かり介護の在り方についても検討していきます。

②福祉ホーム事業

障がいのある人に対し、低額な料金で日常生活に適合するような居室、その他の設備を提供します。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	人/月	3人/月	3人/月	3人/月
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人/月	4人/月	4人/月	5人/月

③障害者交通費助成事業

障がいのある人の移動を支援するため、交通費の助成を行います。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	人/年	69人/年	75人/年	80人/年
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人/年	80人/年	80人/年	82人/年

④自動車運転教習費助成事業

障がいのある人が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	人/年	0人/年	0人/年	0人/年
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人/年	1人/年	1人/年	1人/年

⑤身体障害者自動車改造費助成事業

身体に障がいのある人で、就労にあたり自らが運転する人を対象に、自家用車の改造に対する費用の一部を助成します。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	人/年	0人/年	0人/年	0人/年
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人/年	1人/年	1人/年	1人/年

⑥腎臓機能障害者交通費助成事業

腎臓機能に障がいのある人が、医療のため自動車等の交通機関を利用する場合に、経済的負担軽減のため交通費の一部を助成します。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	人/年	41人/年	43人/年	45人/年
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人/年	45人/年	45人/年	47人/年

⑦心身障害者福祉手帳

町内在住で20歳以上の在宅生活を送る心身に障がいのある人に対して、町の制度として手当での支給を行います。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	人/年	124人/年	120人/年	120人/年
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人/年	130人/年	132人/年	132人/年

⑧特殊疾病福祉手当

特殊疾病患者に福祉手当を支給することにより、患者の福祉の増進を図ります。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	人/年	169人/年	165人/年	165人/年
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人/年	170人/年	170人/年	175人/年

⑨訪問入浴サービス

町内に住む6歳以上65歳未満の人で、身体障害者手帳1級又は2級を所持し、ホームヘルプサービス等の事業を利用しての入浴が困難であり、かつ医師が入浴可能と認めている人を対象に、洗体や洗髪、入浴に関するサービスを提供します。

【サービス提供見込み量】

実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込値)
	人/年	0人/年	0人/年	0人/年
計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人/年	2人/年	2人/年	3人/年

第 8 節 令和 5 年度に向けた目標設定

本計画では、国の指針を踏まえ、計画の実施により達成すべき基本的な目標となる【成果目標】と、目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる【活動指標】を設定しています。成果目標および活動指標については、いずれも令和5年度が目標の最終年度となります。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国の方針》	○令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
《町の方針》	○施設入所者の高齢化・重度化が進んでおり、地域生活支援拠点の整備と並行して、一人ひとりの状況を確認しながら、地域移行が図れるよう、支援を継続していきます。

◆目標の設定

【成果目標】

項目	目標	目標の考え方
【実績値】令和元年度末時点の施設入所者数（A）	14人	令和2年3月31日時点
【目標値】地域生活移行者の増加	1人	（A）のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標値
令和5年度末の施設入所者数（B）	13人	令和5年度末の利用者の利用人員の見込み
【目標値】施設入所者の削減	1人	差し引き減少見込み人数の目標値（A）－（B）

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の方針》	<p>○精神障害者の精神病棟から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。</p> <p>○令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。</p> <p>○精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上、入院後 6 か月時点の退院率については 86%以上及び入院後 1 年時点の退院率については 92%以上とすることを基本とする。</p>
《町の方針》	<p>○退院可能な状態にも関わらず、いわゆる「社会的入院」の状態にある人が地域生活に移行できるよう、一人ひとりの状態に合わせた支援を行います。</p> <p>○病院から地域への移行、そして安定した地域生活の継続を、一体化した支援で促進します。</p> <p>○病院から送り出す力と地域で受け入れ生活を支える力を連携させるため、病院・保健所・地域移行促進事業所、及び町・自立支援協議会・福祉関係者ネットワークの連携を強めていきます。</p> <p>○町が事務局を務める自立支援協議会の“精神障がい者地域移行促進部会”を中心にした協議の場で「保健・医療から地域を考える視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点の統合を目指します。</p>

◆目標の設定

国の数値目標（成果目標）に掲げる数値については東京都で設定しますが、活動指標となる以下の項目については町で設定となるため、次の通りに見込みます。

【活動指標】

項目	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	3回	3回
保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	12人	12人
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	3回	3回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	5人	5人	5人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	1人	1人

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

《国の方針》	○令和5年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
《町の方針》	○引き続き、地域生活支援拠点等の整備を進めます。NPO法人秋川流域生活支援ネットワークが多機能拠点型としての中心的な役割を担い、町内事業所の連携で面的整備型のバックアップしていく仕組みを作っていきます。

◆目標の設定

【成果目標】

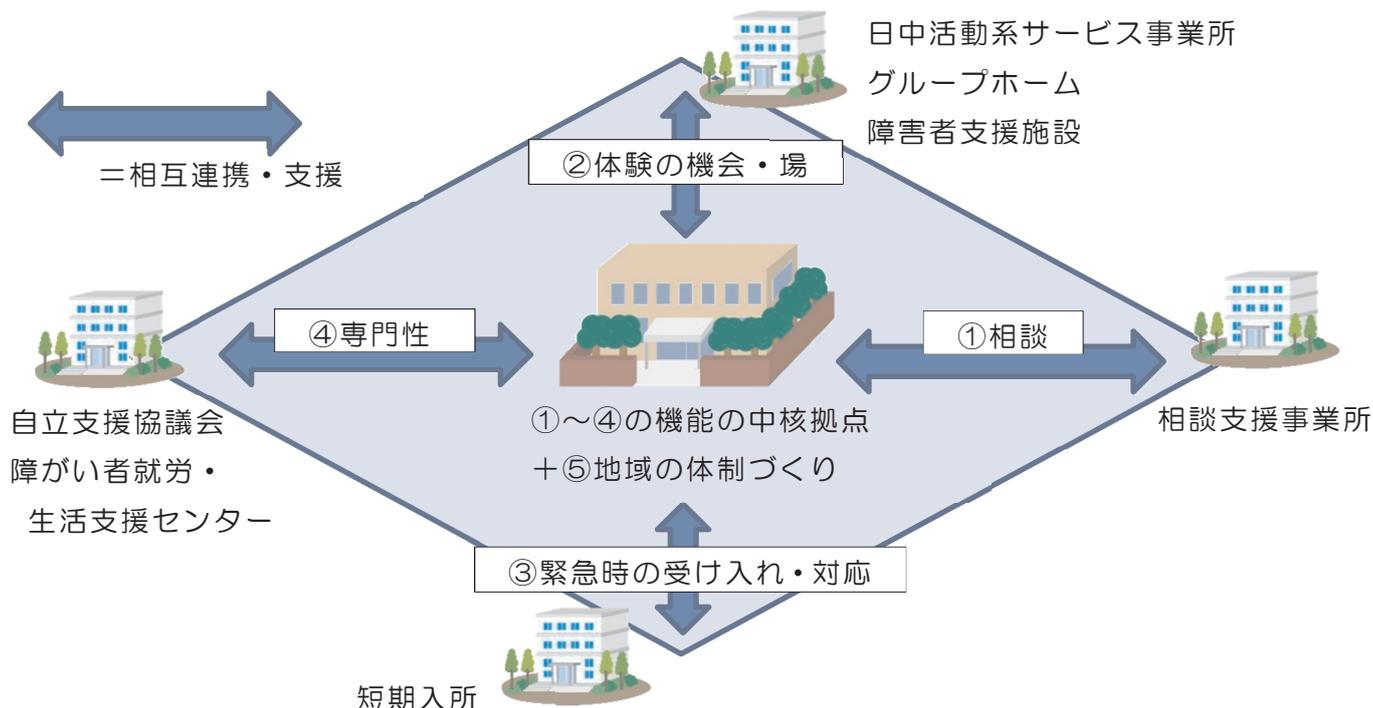
項目	目標
地域生活支援拠点の整備	令和5年度末までに、福祉事業所ネットワークの構築による地域生活支援拠点の機能整備を近隣自治体とも調整を図りながら推進していきます。

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるように、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えながら、居住支援のための支援を行う場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、下記の5つです。

- ①相談（地域移行、親元からの自立等）
- ②体験の機会・場（ひとり暮らし、グループホーム等）
- ③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ④専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

【地域生活支援拠点等の整備イメージ図：多機能拠点及び面的整備の併設】



④福祉施設から一般就労への移行促進

<p>《国の方針》</p>	<p>○令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。</p> <p>○就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.3倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。</p> <p>○令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>○令和5年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p> <p>○大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい。</p>
<p>《町の方針》</p>	<p>○福祉事業所間の連携や、障がい者就労・生活支援センターに配置された地域開拓促進コーディネーターの活用により、企業開拓や就労可能な障がいのある人の支援を行っていきます。</p>

◆目標の設定

【成果目標】

項目	目標	目標の考え方
【実績値】令和元年度の一般就労への移行者	0人	令和2年3月31日時点
【目標】一般就労への移行者数(A)	4人	就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人の目標値
うち、就労移行支援事業の利用者	2人	(A)のうち、就労移行支援事業を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人数の目標値
うち、就労継続支援A・B型事業の利用者	2人	(A)のうち、就労継続支援A・B型事業の利用者を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人数の目標値
一般就労への移行者が就労定着支援事業所を利用する人数	2人	(A)のうち、就労定着支援事業所を利用する人数の目標値
【実績値】令和元年度の就労定着支援事業所数	1か所	令和2年3月31日時点
【目標】就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	1か所	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数の目標値

⑤障がいのある児童の支援の提供体制の整備等

《国の方針》	<p>○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</p> <p>○令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>○令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p> <p>○令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
《町の方針》	<p>○国の基本指針や東京都の方針を踏まえ、児童発達支援センター等の設置にむけた取組等を推進します。</p>

◆目標の設定

【成果目標】

項目	目標	目標年度
児童発達支援センターの設置	設置に向けた検討	令和5年度末
保育所等訪問支援事業所の設置		
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置		
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置		
医療的ケア児について関係機関等が連携を図るための協議の場の設置		

⑥相談支援体制の充実・強化

《国の方針》	○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。また、これらの取組を実施するに当たっては、基幹型相談支援センターがその機能を担うことを検討する。
《町の方針》	○東京都への働きかけや近隣市町村との協働等も視野に入れて、基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保を目指します。また、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の体制整備の構築に努めます。

◆目標の設定

【成果目標】

項目	目標	目標年度
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	設置に向けた検討	令和5年度末

【活動指標】

項目	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	検討	検討	実施
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	0件 (未実施)	0件 (未実施)	1件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件 (未実施)	0件 (未実施)	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回 (未実施)	0回 (未実施)	1回

⑦障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係わる体制の構築

《国の方針》	○令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。
《町の方針》	○東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加を通し、事業者に対して適切な指導を実施します。

◆目標の設定

【成果目標】

項目	目標	目標年度
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	体制構築	令和5年度末

【活動指標】

項目	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への町職員の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所や関係自治体と共有する体制の構築	検討	検討	検討

⑧発達障がい者等に対する支援

《国の方針》	○発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要である。
《町の方針》	○自立支援協議会等と連携し、発達障がい者等及びその家族等に対する支援や、当事者活動の促進に向けた取組を推進します。

◆目標の設定

本項目については、国による成果目標は設定されていませんが、活動指標が示されているため、以下の通り見込みます。

【活動指標】

項目	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムへの参加人数	0人 (未実施)	0人 (未実施)	1人以上 (実施)
ペアレントメンターの養成講座の参加人数	0人 (未実施)	0人 (未実施)	1人以上 (実施)
ピアサポートの活動への参加人数	0人 (未実施)	0人 (未実施)	1人以上 (実施)

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

【現状と課題】

計画の推進にあたっては、町内関係部門、町内事業所等との連携・協力による推進体制の強化を図ることが重要です。

また、町民の日常生活が広域化していることから、送迎の問題、障がいのある人たちのスポーツ環境の確保等、近隣市町村との間で共通する課題について協同で対応していく必要があります。

今後も、関係機関との連携を強化するとともに、広域的に対応することが望ましい事業については、可能なかぎり近隣市町村との連携を図り、より大きな課題については、国・東京都との連携のもとに総合的な施策の推進を図ることが求められます。

【施策の方針】

(1) 推進体制の連携・協力

町内関係部門、町内事業所等との連携・協力により、本計画の円滑な推進を図ります。

(2) 国・東京都・近隣市町村等との連携

本計画に定めた各種事業の推進にあたっては、国・東京都・近隣市町村、及び秋川流域（あきる野市、日の出町、檜原村）の自立支援協議会との連携を図りながら、総合的な施策の推進に取り組みます。

(3) 当事者団体等との連携

本計画における施策の推進にあたっては、各当事者団体や障がいのある人の意見を考慮しながら推進していきます。また、今後も自立支援協議会における各部会活動との連携を深めます。

第 2 節 計画の進行管理と評価

【現状と課題】

計画の進行管理と評価にあたっては、毎年度、町で進行管理と進行状況の報告を行い、自立支援協議会において評価を行っています。今後は、事業の進行管理と評価にあたって、当事者の意見やニーズを踏まえて実施することが重要です。

【施策の方針】

(1) 計画の進行管理と評価

計画の進行管理と評価にあたっては、自立支援協議会を中心に、当事者や関係機関と連携して実施します。

(2) 見込み量確保の方策

障害福祉サービスについては、本計画に定めたサービス見込み量の確保を図るため、希望する利用者の把握と、提供するサービスの周知に努めるとともに、近隣市町村にある事業所や施設との調整によりサービスの充実を図ります。

地域生活支援事業については、既存サービスの一層の充実を図ります。

就労支援に関しては、関係機関等との連携による障がいのある人の雇用に対する理解促進に努め、障がいのある人の自立を支援する環境づくりを推進します。また、障がい者就労・生活支援センターの活動に伴い、潜在的なニーズの掘り起こしが見込まれる中、必要なサービス量を確保できるよう、事業所等と連携を図ります。

人材確保に向けては、東京都や関係機関・団体等と連携しながら、専門人材等の確保・育成、現場の負担軽減に向けた取組を推進します。

資料編

1 日の出町障害者計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）（平成17年法律第123号）第88条の2に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画を策定するために、「日の出町障害者計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 障害者団体の関係者
- (2) 社会福祉団体の関係者
- (3) 有識者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画策定までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によって選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員を委嘱又は任命後の最初の委員会は、町長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じて委員会に委員以外の関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、または、必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、子育て福祉課内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 日の出町障害者計画策定委員名簿

氏名	団体	備考 (自立支援協議会内における所属)
◎杉浦 友和	社会福祉法人 山の子会 山の子の家	定例会会長 兼 地域生活支援拠点部会 部会長
山本 健明	やまもと社会福祉士事務所	全体会 会長
西村 祐子	社会福祉法人 鶴風会 西多摩療育支援センター	こども部会 部会長
大橋 月葉	NPO 法人 秋川流域生活支援 ネットワーク をとん	こども部会 副部会長
○田中 健介	社会福祉法人 同愛会 日の出福祉園	くらし部会 部会長
高木 有己	社会福祉法人 泉会 日の出舎	くらし部会 副部会長
敷根 恵美子	社会福祉法人 東京リハビリ協会	しごと部会 部会長
志賀 恵子	NPO 法人 秋川流域生活支援 ネットワーク あるって	しごと部会 副部会長
高橋 健輔	社会福祉法人 泉会 相談日の出舎	相談部会 部会長
馬場 雄輔	社会福祉法人 太陽福祉協会 太陽の家相談支援センター	相談部会 副部会長 兼 地域生活支援拠点部会 副部会長
金森 通子	NPO 法人 日の出もみの木	地域移行促進部会 部会長
遠藤 加奈子	日の出町 子育て福祉課地域支援係	地域移行促進部会 副部会長

◎：会長 ○：副会長

※敬称略

3 策定経過

年月	事項	主な内容
令和2年10月22日	第1回日の出町障害者 計画策定委員会	・計画素案について①
令和2年12月22日	第2回日の出町障害者 計画策定委員会	・計画素案について②
令和3年1月18日～ 2月1日	パブリックコメント	・計画素案に対する 町民意見の公募
令和3年2月15日	第3回日の出町障害者 計画策定委員会 (オンライン開催)	・パブリックコメント結果 について ・計画案について

日の出町障害者計画
第6期 日の出町障害福祉計画
第2期 日の出町障害児福祉計画

発行 令和3年3月 日の出町
企画・編集 日の出町子育て福祉課
〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
TEL：(042) 597-0511 (代)
FAX：(042) 597-4369